

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	4
第2 会期の決定	4
議長の諸般報告	4
町長の行政報告	5
第3 報告第10号専 決処分の報告について	8
第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	9
第5 議案第64号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	9
第6～第7 議案第65号～議案第66号	9
第6 議案第65号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9
第7 議案第66号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の 職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	9
第8 議案第67号 損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部 を改正する条例	9
第9 議案第68号 利府町水道の布設工事並びに布設工事の監督者及び水道技術管理者の資格 を定める条例の一部を改正する条例	10
第10 議案第69号 利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例	10
第11 議案第70号 令和6年度利府町一般会計補正予算	10
第12 議案第71号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	10
第13 議案第72号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算	11
第14 議案第73号 令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算	11
第15 議案第74号 令和6年度利府町水道事業会計補正予算	12
第16 議案第75号 令和6年度利府町下水道事業会計補正予算	12
第17 議案第76号 工事請負契約の締結について	12

令和6年 12月定例会会議録（ 12月3日 火曜日分）

第18	議案第77号	工事請負変更契約の締結について	12
第19	議案第78号	工事請負変更契約の締結について	12
第20	議案第79号	工事請負変更契約の締結について	13
第21	一般質問		18
	浅川紀明議員		18
	1	安全な水の長期安定的な供給について	
	2	防災訓練のあり方について	
	郷右近佑悟議員		33
	1	通学路の安全確保について	
	2	地域おこし協力隊（梨農家部門）について	
	鈴木晴子議員		44
	1	これからの認知症施策について	
	2	成年後見制度の利用促進と今後の取り組みについて	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（16名）

1番	郷右近 佑 悟 君	2番	阿 部 彦 忠 君
3番	須 田 聡 宏 君	4番	高 木 綾 子 君
5番	皆 川 祐 治 君	6番	鈴 木 晴 子 君
7番	金 萬 文 雄 君	8番	土 村 秀 俊 君
9番	浅 川 紀 明 君	10番	今 野 隆 之 君
11番	小 渕 洋一郎 君	12番	高 久 時 男 君
13番	伊 藤 司 君	14番	羽 川 喜 富 君
15番	永 野 渉 君	16番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
都 市 開 発 部 長	村 田 晃 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	福 島 俊 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 口 優 君
---------	---------

主	査	戸 石 美 佳 君
主	査	高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第1日）

令和6年12月3日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第10号 専決処分の報告について
- 第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第64号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 6 議案第65号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第66号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第67号 損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第68号 利府町水道の布設工事並びに布設工事の監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第69号 利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第70号 令和6年度利府町一般会計補正予算
- 第12 議案第71号 令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第72号 令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第73号 令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第15 議案第74号 令和6年度利府町水道事業会計補正予算
- 第16 議案第75号 令和6年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第17 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第77号 工事請負変更契約の締結について
- 第19 議案第78号 工事請負変更契約の締結について
- 第20 議案第79号 工事請負変更契約の締結について

第21 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（鈴木忠美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年12月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番 郷右近佑悟君、2番 阿部彦忠君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月6日までの4日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月6日までの4日間と決定しました。

会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりであります。

諸般の報告、一般行政報告

○議長（鈴木忠美君） 審議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から諸般報告を行います。

12月定例会の開会に先立ち、諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、10月25日、議会だより第195号を発行しております。

10月の28、29の両日、二市三町議長団連絡協議会視察調査研修が行われ、私と副議長が山形県置賜広域行政事業組合を視察しております。

11月の11、12の両日、議会広報常任委員会視察研修が行われ、議会広報常任委員と議会事務局長及び事務局職員が岩手県岩泉町議会や滝沢市議会を視察しております。

次に、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係ですが、10月の17日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が自治会館で開催され、令和7年度事業計画などについて協議が行われ、私が出席しております。

11月6日、宮城黒川地方町村議会表彰式並びに議員研修会が松島町のパレス松洲で開催され、私をはじめ15名の議員及び事務局長が出席しております。

11月22日、宮城県知事と町村議会正副議長との意見交換会が自治会館で開催され、町村振興対策に関する要望書の手交及び意見交換が行われ、私と副議長が出席しております。なお、意見交換会終了後、町村議会議長会議が開催され、私が出席しております。

次に、全国町村議会議長会関係でございますが、11月13、14の両日、第68回町村議会議長会全国大会並びに本県関係国会議員との意見交換会が東京で行われ、私が出席しております。

最後に、視察の受入れでございますが、10月3日、神奈川県箱根町議会が来庁され、ベビーファースト活動宣言事業等について研修を行っております。

10月21日、大阪府岬町議会が来庁され、文化複合施設リフノスについて視察を行っております。

10月24日、熊本県宇城市議会が来庁され、利府町中央児童センターペあくるについての視察研修を行っております。

以上、要点のみで申し上げましたが、その他の会議内容につきましては、配付してあります議長諸般報告のとおりでございます。御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本定例会には、町長より報告1件、承認1件、議案16件が提案されております。

以上で、私の諸般報告を終わります。

続いて、町長より行政報告があります。

行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、おはようございます。

令和6年12月定例会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様には御参集を賜り、誠にありがとうございます。

今年も残すところ、あと1か月となりました。議員皆様の1年の御健勝を心よりお祈り申し上げますとともに、これまで本町政に御尽力をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

それでは、12月定例会の開会に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

初めに、上下水道事業に関してですが、11月7日に上下水道事業包括的民間委託に伴うプロ

ポーザル審査委員会を開催し、優先交渉権者を決定いたしました。本業務につきましては、上下水道事業における様々な課題に対して、民間のノウハウや専門性の高い技術力を活用し、持続可能な事業運営を図るため実施するものであります。また、本業務は、令和5年9月に国のPFI推進会議で新たに位置づけられた「ウォーターPPP」の事業として実施するものであり、上下水道分野においては、官民連携の全国初の実例となることから、トップランナーとして全国の模範となるよう、事業の運営に取り組んでまいります。

次に、公共交通に関してですが、昨年11月より実証運行を開始している「利府町版mobi」について、さらなる普及と利便性の向上を目指し、12月1日から実証運行エリアを半径2キロメートルから3キロメートルに拡大するとともに、乗降場所を新たに37か所設置いたしました。今回のエリア拡大により、利用者の増加や稼働率の向上を図るとともに、引き続き町民の皆様の移動しやすい環境づくりに努めてまいります。

続いて、スポーツ振興に関してですが、9月29日に今年で3回目となる「TOYOTA GAZOO racing Rally Challenge in 利府」を開催いたしました。当日は、グランディ・21をメイン会場とし、全国から63台の参戦をいただいたほか、各種モビリティ体験やクラシックカーの展示イベントなどを開催し、町内外から約1万5,000名のモータースポーツファンの方々に御来場いただき、本町の魅力を大いに発信することができました。

また、今回のラリー競技では、町の「夢チャレンジ応援事業補助金」を活用し、町民の方が長年の夢であったラリー競技に初参加するなど、夢の実現につながる大変すばらしい大会となりました。

さらに、11月10日には「利府スポーツDAY」と題して、「第2回利府スポーツ流鏑馬大会」及び4回目となる「利府ラリー2024」、「高田式体育教室ダイヤモンドキッズカレッジ」の3つのスポーツイベントを開催いたしました。流鏑馬大会においては、初の試みとして、一般公募による「大会参加チャレンジ」を実施し、抽せんになるほど多くの申込みをいただきました。年齢、性別、国籍を越えた挑戦の場となり、参加された方々は、スポーツ流鏑馬の文化や魅力を大いに感じ取っている様子でありました。

今後も新たなスポーツ文化の創造と町民の皆様がスポーツに触れる機会の創出に取り組むとともに、「スポーツのまち利府町」を町内外に広くPRしてまいります。

次に、栄典関係ですが、10月1日にリフノスを会場として、「利府町功労者表彰式」を挙行いたしました。町勢の振興や地域福祉の向上など顕著な功績があった31名の功労者の方々に表

彰状を贈呈するとともに、本町に御寄附等をいただいた2名及び21団体に対し感謝状を贈呈し、感謝の意を表しました。

続いて、企業誘致に関してですが、10月29日に公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部と「事業用物件の情報提供に関する協定」を締結いたしました。本協定は、近年需要が増加している事業用物件について、三者が相互に連携し、情報共有を図ることで、企業との接触機会を増やすとともに、希望に沿った事業用物件の情報を円滑に提供することで、本町への企業の進出を促進するために締結したものであります。今後も、総合計画に掲げる良好な都市基盤づくりを推進し、企業からも魅力を感じていただけるような新たな市街地の形成と企業誘致の強化を図ってまいります。

次に、子育て支援に関してですが、11月17日にリフノスを会場として、子供たちに働くことの大切さや社会の仕組みなどを学んでもらうことを目的に、「こどものまち in リふ」を開催いたしました。当日は、800名の皆様に御参加いただき、本町と連携協定を締結している事業者をはじめ、多くの企業の皆様の御協力により、参加者した子供たちは仮想のまちの中で様々な職業を体験することができました。

今後も、本町ならではの子育て支援を展開するとともに、子供たちの笑顔あふれるまちづくりに取り組んでまいります。

続いて、文化振興に関してですが、全国の博物館や美術館などのキャラクター日本一を決める「ミュージアムキャラクターアワード2024」において、利府町郷土資料館公式キャラクターである「あさガオー」と「みヤギー」が、2万4,769票を得て全国第1位を獲得いたしました。これまで以上に愛されるキャラクターとして広く発信するとともに、本町の歴史・文化の伝承と郷土愛の醸成を図ってまいります。

また、10月26日には、リフノスを会場に「利府町スクールバンドフェスティバル2024」を開催いたしました。当日は、町立中学校3校及び利府小学校、利府高等学校が参加し、学校や学年を越えた世代間交流を図りながら、日頃の練習の成果を発揮する姿に、会場は大きな拍手に包まれ、子供たちの成長を感じられる大変素晴らしいイベントとなりました。

さらに、11月3日、4日は、リフノスを会場に「利府町文化祭」を開催し、様々な芸術作品の展示やステージ発表をはじめ、お茶会や菅蓆作りなどの体験コーナーを企画され、幅広い年代の皆様にお楽しみいただきました。

今後も、町民の皆様が文化や芸術に親しむ機会を創出するとともに、世代間交流を通じて地域の活性化を図り、豊かな心を育むことができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、広聴事業に関してですが、11月18日に「スポーツのまちづくりについて」をテーマに、利府高校運動部の代表生徒との座談会を開催したほか、「利府町と子どもたちの将来について」をテーマに、町内在住の小学生から高校生のお子さんを持つ保護者の方と座談会を開催するなど、学生や子育て世代の方々から本町のまちづくりに関するアイデアと意見、課題などを伺うことができた貴重な機会となりました。

最後に、教育振興に関してですが、「町はひとつの学校」を理念に掲げる「利府町志教育」の一環として、11月18日から22日までの5日間、「利府町キャリアシップ事業」を実施いたしました。町内中学校の2年生373名が役場や町内企業において職場体験実習を行い、受入れ事業所の御協力により、日頃経験することできない貴重な体験をすることができました。

今後とも、本町の将来を担う子供たちの学びの場を、地域が一体となって支援する体制づくりを推進してまいります。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については、別紙のとおりでございますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

なお、本日の議事日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第10号から

日程第20 議案第79号まで

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、報告第10号専決処分の報告についてから日程第20、議案第79号工事請負変更契約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告1件、承認1件、議案16件について、順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第10号専決処分の報告について**でございますが、今年の9月25日午前10時15分頃、利府町立利府第三小学校北側駐車場の除草作業において、飛び石が通行していた自動車のフロントガラスに損傷を与えた件について、町の負担割合が10割の内容で相手方と和解したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同項第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、この損害賠償については、全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されることとなっております。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについてでございますが、今年の10月9日に衆議院が解散し、10月15日に公示、27日に投票という衆議院議員選挙の日程が決定したことに伴い緊急執行を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度利府町一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、議案第64号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございますが、刑法等の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第65号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第66号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

今年の8月に、民間給与との給与格差の是正を求める令和6年人事院勧告が示されました。この人事院勧告制度は、労働基本権が制約されている公務員の代償措置として官民の給与水準の均衡を基本とするものであり、総務省におきましては、地方公務員法の給与決定原則に基づき、地方公務員の給与改定については、国家公務員の給与改定を基本として適切に見直しを行う必要があるものとしております。このことから、近隣市町村においてもおおむねこの勧告どおり給与改定を行う予定で、これらを総合的に勘案し、所要の改正を行うものであります。

議案第65号の改正の内容としましては、民間との格差是正のため、初任給及び若年層を中心とし、全ての一般職を対象に、給料月額を今年の4月まで遡り、平均で3%、12月の期末勤勉手当支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げ、年間支給月数を4.6月とするものでございます。

議案第66号の改正の内容としましては、町長、副町長、教育長の給料月額について、同様に人事院勧告に倣い、4月まで遡り、1.1%引き上げるものです。

なお、本改正に当たりましては、先月、利府町特別職給料等審議会を開催し、適当である旨の答申をいただいております。また、議会議員、町長、副町長、教育長の12月の期末手当につきましても、同様に人事院勧告に倣い、支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を3.45月とするものであります。

次に、議案第67号損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例でございますが、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競

競争力強化法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、産業競争力強化法の一部が改正されたことから、引用している条項について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号利府町水道の布設工事並びに布設工事の監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例でございますが、水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、来年の4月から布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例でございますが、健康保険証が廃止されることに伴い、当該事務において利用する医療保険給付関係情報について個人番号を活用した情報連携を図ることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号令和6年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3億8,277万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を162億5,034万円とするものであります。

第2条の継続費につきましては、町営住宅建て替え事業について、令和11年度までの5か年の事業として設定するため、経費の総額及び年割額を定めるものであります。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、荷物運送業務事業をはじめとする58件を追加し、総合情報システム（内部系）でございます、賃貸借事業をはじめとする3件を変更するものであります。

第4条の地方債の補正につきましては、道路整備事業をはじめとする2件の限度額を変更するものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、企画部長から補足説明させますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第71号令和6年度利府町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に585万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億6,058万9,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、6款繰入金につきましては、財源調整のための財政調整基金繰入金の増等により580万8,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の主なものでございますが、1款総務費につきましては、給与改定に伴う人件費の増により76万2,000円増額するものであります。

2 款保険給付費につきましては、葬祭費の支給見込みの増により75万円増額するものであります。

7 款諸支出金につきましては、過年度分国庫支出金等の精算に伴う償還金の増などにより、407万6,000円増額するものであります。

4 ページをお開きください。

第2表債務負担行為につきましては、特定健康診査等業務事業をはじめとする3事業を設定するものであります。

次に、議案第72号令和6年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1,513万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億8,819万8,000円とするものであります。

2 ページをお開きください。

歳入についてでございますが、3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金及び7 款繰入金につきましては、地域支援事業交付金等の交付見込額の増に伴い、それぞれ増額するものであります。

3 ページを御覧ください。

歳出の主なものについてでございますが、2 款保険給付費につきましては、介護予防サービスの利用件数の増加等により379万3,000円増額するものであります。

5 款地域支援事業費につきましては、通所型サービス事業等の利用件数の増加等により960万6,000円増額するものであります。

4 ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正につきましては、高齢者等の食の自立支援業務事業をはじめとする6事業を追加するものであります。

次に、議案第73号令和6年度利府町町営墓地特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,296万1,000円とするものであります。

2 ページをお開きください。

歳入の2 款財産収入につきましては、利率の高い定期預金への乗換えにより町営霊園等管理運営基金利子を2万円増額するものであります。

3 ページを御覧ください。

歳出の2 款基金積立金につきましては、町営霊園等管理運営基金利子積立金として2万円増

額するものであります。

次に、議案第74号令和6年度利府町水道事業会計補正予算でございますが、第2条収益的収入及び支出の補正の収入につきましては、加入金の見積り見込みにより300万円増額し、支出につきましては、郵便料金の改定及び人件費の調整により233万4,000円増額するものであります。

第3条資本的収入及び支出の補正の収入につきましては、開発負担金の実績見込みにより640万6,000円増額し、支出につきましては、人件費の調整により162万5,000円増額するものであります。

第4条債務負担行為の補正につきましては、取水浄水施設自家用電気工作物保安管理業務事業をはじめとする4事業を設定するものであります。

次に、議案第75号令和6年度利府町下水道事業会計補正予算でございますが、第2条の収益的支出の補正につきましては、人件費の調整により76万6,000円増額するものであります。

第3条の資本的支出の補正につきましては、令和5年度企業債繰越事業完了に伴う企業債償還金及び人件費の調整により87万9,000円増額するものであります。

第4条債務負担行為の補正につきましては、浜田中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務事業をはじめとする3事業を設定するものであります。

次に、議案第76号工事請負契約の締結についてでございますが、本工事は防災対策と農業用水の安定供給を図ることを目的として実施する、ため池改修工事であります。本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を執行し、落札者を決定いたしております。

主な入札参加条件は、宮城県内に本店・支店等を有していること、また本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級を、土木一式工事の総合評定値が1,300点未満のBクラスまたはCクラスの業者としております。

次に、議案第77号工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約は、昨年の9月定例会において議決をいただきました館太子堂線道路改良工事について変更を行うものであります。

主な変更の理由でございますが、隣接する工区との施工調整により、一部の排水構造物工を増工するほか、精算に向けた調整を行うものであります。

次に、議案第78号工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約は、今年の3月定例会において議決をいただきました新中堀新川崎線道路改良その2工事について変更を行う

ものであります。

主な変更の理由についてでございますが、来年度発注を予定している交差点改良工事及び舗装工事との調整により一部の工種を変更するほか、精算に向けた調整を行うものであります。

次に、議案第79号工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約は、今年の6月定例会において議決をいただきました庁舎屋上防水改修工事について変更を行うものであります。

主な変更の理由でございますが、屋上の防水工事に伴い空調室外機を設置替えすることとしておりましたが、機器の経年劣化により再設置後に正常に稼働しない可能性が高いことが判明したため、空調室外機設置箇所の防水工事については、今後予定している機器の更新工事に併せて実施することとし、関連する工種を変更するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしております報告1件、承認1件、議案16件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、議案第70号令和6年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） それでは、議案第70号令和6年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

5ページを御覧願います。

第2表継続費につきましては、町営住宅の建て替えに伴い、令和11年度までの5か年事業として設定するため、事業の総額と年割額を定めるものであります。

6ページ、第3表債務負担行為補正につきましては、別にお配りしております一般会計補正予算補足説明資料において御説明いたします。

補足説明資料の1ページを御覧ください。

1の追加につきましては、複数年で実施する業務や、令和7年4月1日から業務を開始するため本年度中に契約行為を行う必要がある事業として、58件の事業を追加しております。主な新規事業につきまして御説明いたします。

ナンバー3、ガバメントクラウド接続回線管理運用業務事業と、ナンバー5、システム標準化対応サーバ導入事業につきましては、基幹業務システムの統一・標準化に際し必要となる回線網の調達や庁内サーバを導入するため、追加するものであります。

ナンバー10、消防団車庫兼詰所新築工事実施設計業務事業につきましては、令和6年度に予定していた消防団車庫兼詰所の基本設計及び実施設計業務について年度内の完了が見込めないことから、改めて実施するため追加するものであります。

2ページを御覧ください。

ナンバー13、（旧）十符の里プラザ跡地利活用ワークショップ運営事業につきましては、跡地利活用ワークショップを開催するに当たり、包括連携協定を締結している宮城大学に支援業務を委託するため、追加するものであります。

ナンバー22、小型家電回収業務事業につきましては、回収した小型家電製品を各施設から収集し、指定場所に運搬する業務を年度当初から実施するため、追加するものであります。

3ページを御覧ください。

ナンバー27、第4期地域福祉計画策定業務事業につきましては、現行の計画期間が令和7年度で満了することから、令和8年度からの計画策定に係る業務を委託するため、追加するものであります。

5ページを御覧ください。

次に、2の変更につきましては、令和6年度に設定した3事業について、設定期間や限度額を変更するものであります。

その他の事業の補正理由につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

次に、補正予算書に戻りまして、10ページを御覧ください。

第4条地方債補正につきましては、事業費の変更や国庫補助金の交付決定等により、それぞれの限度額を変更するものであります。

13ページを御覧ください。

初めに、歳入であります。1款1項1目町民税4,197万7,000円につきましては、賦課実績に基づき増額するものであります。

1款5項1目入湯税273万9,000円につきましては、本年7月に開業したホテルルートイン利府が温泉施設を有しており入湯税の対象施設であることから、増額するものであります。

17款1項1目1節社会福祉費負担金5,285万2,000円につきましては、障害福祉サービスの利用件数が増加していることから、増額するものであります。

14ページを御覧ください。

17款1項1目3節児童福祉費負担金5,605万2,000円につきましては、障害福祉サービスの利用件数が増加していることから増額するとともに、事業確定による過年度分の追加交付に伴い、

施設型給付費及び地域型保育給付費負担金を増額するものであります。

17款2項1目6節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金623万円につきましては、事業確定による過年度分の追加交付に伴い交付金を計上するものであります。

17款2項4目1節社会資本整備総合交付金1,729万6,000円の減につきましては、交付決定に伴い交付金を減額するものであります。

15ページを御覧ください。

18款1項2目1節社会福祉費負担金2,642万6,000円と、同じく3節児童福祉費負担金3,083万5,000円につきましては、国庫支出金と同様に、障害福祉サービスの利用件数の増加に伴い増額するものであります。

18款2項1目6節モビリティイベント開催運営事業費補助金14万7,000円につきましては、モータースポーツイベントに付随するモビリティイベント等の開催に対し補助金が交付されることから、追加するものであります。同じく7節地域公共交通利活用促進事業費補助金250万円につきましては、利府町版m o b i プロジェクト推進事業が補助金の対象となったことから、追加するものであります。

16ページを御覧ください。

19款2項1目1節土地売却収入のうち、（旧）十符の里プラザ跡地売却収入2億円の減につきましては、事業スケジュールの見直しに伴い令和6年度中の売却はしないことから、減額するものであります。

21款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため3億4,987万5,000円を増額するものであります。

17ページを御覧ください。

24款1項5目1節道路整備事業債1,610万円につきましては、館太子堂線道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金の減額に伴い、地方単独事業分の地方債を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

18ページを御覧ください。

初めに、歳出全般の共通事項といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整を行っております。

21ページを御覧ください。

2款1項9目交通安全対策費14節工事請負費72万9,000円につきましては、交通安全対策としてカーブミラーの設置や区画線の補修等を実施するため、増額するものであります。

24ページを御覧ください。

2款6項1目企画総務費8節旅費のうち、特別旅費70万1,000円と13節使用料及び賃借料28万円につきましては、大阪関西万博参加国との国際的かつ文化的な相互交流を行うことを目的として、国の万博国際交流プログラムを活用してガーナ共和国を視察するため、新たに計上するものであります。

26ページを御覧ください。

3款1項3目障害者福祉費19節扶助費1億8,055万6,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、障害福祉サービスの利用件数が増加しており現計予算では不足が生じることから、増額するものであります。

28ページを御覧ください。

3款2項4目子ども医療費12節委託料33万3,000円と、同じく19節扶助費2,608万9,000円につきましては、新型コロナウイルスに感染した際に医療費の公的負担が令和6年4月に完了したことにより現計予算では不足が生じることから、増額するものであります。

29ページを御覧ください。

3款2項5目保育所費18節負担金、補助及び交付金のうち、障害児保育円滑化事業464万4,000円につきましては、対象児童が増加したことから補助金を増額するものであります。同じく22節償還金利子及び割引料2,343万1,000円につきましては、過年度分の実績報告による額の確定に伴い補助金を返還するため、計上するものであります。

3款2項7目児童対策費22節償還金利子及び割引料2,293万円につきましては、過年度分の実績報告による額の確定により交付金を返還するため、計上するものであります。

30ページを御覧ください。

3款2項8目児童福祉施設費14節工事請負費223万4,000円につきましては、西部及び東部児童館において経年劣化や消防点検結果に基づき、工事請負費を計上するものであります。同じく18節負担金、補助及び交付金174万9,000円につきましては、補助対象となる放課後児童支援員の人数が超過したことに伴い、補助金を増額するものであります。

31ページを御覧ください。

4款1項2目予防費22節償還金利子及び割引料179万円につきましては、過年度の実績報告による額の確定に伴い補助金を返還するため、計上するものであります。

32ページを御覧ください。

4款1項9目浄化槽費18節負担金、補助及び交付金65万円につきましては、補助金交付要綱

に適合する申請が予定されていることから、補助金を追加するものであります。

33ページを御覧ください。

7款1項1目商工振興費18節負担金、補助及び交付金278万7,000円につきましては、融資件数が増加していることから、保証料を増額するものであります。

34ページを御覧ください。

7款1項3目地域振興費18節負担金、補助及び交付金160万円につきましては、移住支援金の交付申請件数が増加していることから、補助金を増額するものであります。

36ページを御覧ください。

9款1項1目非常備消防費12節委託料273万7,000円の減につきましては、入札不調により年度内の完了が見込めないため、負担行為を設定し令和7年度に実施することから、減額するものであります。

38ページを御覧ください。

10款2項3目学校施設費10節需用費のうち消耗品費378万円と10款3項3目学校施設費10節需用費のうち消耗品費204万5,000円につきましては、プリンターの入替えに伴うトナードラムユニットの購入費用及び今年度いっぱい水銀灯の生産が終了することから、当面の破損に備え体育館照明用蛍光水銀灯を購入するため、増額するものであります。

また、10款2項3目学校施設費14節工事請負費354万8,000円と10款3項3目学校施設費14節工事請負費543万円につきましては、小中学校防犯カメラ改修工事において、物価高騰により現計予算では不足が生じることから増額するとともに、利府中学校弓道場整備に係る工事請負費を増額するものであります。

40ページを御覧ください。

10款5項2目学校給食費10節需用費845万円につきましては、食材価格の高騰により現計予算では不足が生じることから、増額するものであります。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時5分といたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時03分 再 開

○議長（鈴木忠美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第21、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは6名であります。通告順に発言を許します。

9番 浅川紀明君の一般質問の発言を許します。浅川紀明君。

〔9番 浅川紀明君 登壇〕

○9番（浅川紀明君） 改めて、おはようございます。

前回の9月の定例会では、私はラストバッターだったのですが、今回はまたトップバッターに返り咲きということで、1番はやはりいいなと思います。

今日の質問は、通告書にあるように、水道のことで、それから防災訓練、この2つについて伺います。

まず、水道のことを伺うに当たっては、やはりおいしい利府の水を飲みながらやらんといけないなと思って、今準備万端、準備しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、まず安全な水の長期安定的な供給ということで質問します。質問通告書を読み上げさせていただきます。

私たちが安心して日頃飲用し、また生活に使用している水道水は、上下水道部全職員の努力によって維持されています。本年3月定例会前の議員全員協議会の場で、上下水道部長から「上下水道事業の包括的民間委託の拡充実施」について説明を受けました。しかし、現業部門というべき上下水道事業の特性、また公営企業会計の用語の特殊性、例えば収益的収支とか、あるいは資本的収支とか、ちょっと聞き慣れない、取っつきにくい用語の特殊性から、「包括的民間委託」と説明されても細部にわたりなかなか理解することができませんでした。そこで、「利府町水道事業ビジョン」とか、また「水道事業のアセットマネジメント」とか、こういったものを熟読しました。それでもまだ理解不十分な点がありますので、この場で質問します。

その1、現状でも料金収受や検針業務など一部の業務が既に民間委託されていますが、さらに委託業務の範囲を広げ「包括的民間委託の拡充」をするということです。その背景、理由、目的等について伺います。

2、宮城県が既に令和4年度から実施している上工下水、上水道、工業用水、下水ですね、上工下水一体官民連携運営事業、いわゆる民営化、との違いについて伺います。

3、包括的民間委託のメリット、デメリットについて伺います。

4番目、包括的民間委託の今後の予定について。特に住民への広報をどのように考えているか伺います。端的に言って、水道事業が官から民に大きくかじ取りを変更するわけなので、町民の方にしっかりとそのことをお知らせする、特に宮城県の民営化との違いをお知らせして誤解のないようにするのが大事だと思いますので、町民、住民への広報について伺います。

5、包括的民間委託することで、安全、低廉な水供給が長期安定的に本当に可能なのか伺います。

6、水質管理はどのように実施しているか、また最近、世間をにぎわしているPFAS、有機フッ素化合物の検査を実施しているのかどうか、こういった点についても答弁いただきたいと思います。お願いします。

引き続き、防災訓練についてですね。大きな2番目の質問、防災訓練の在り方について、通告書を読み上げます。

今年の6月16日に利府二小で利府町総合防災訓練が実施されました。私は以前、陸上自衛隊に勤務していた際に、災害派遣だけでなく全国各地の自治体が計画する防災訓練に参加したことがありました。しかし、総合防災訓練と称するものの、定型的・初歩的な訓練に終始するパターンが多く、その都度、もっと实际的・実践的な訓練をすべきではないかと感じていました。

今回の利府町の訓練では、町長を指揮官とし町の主要幹部参加による「現地災害対策本部の活動」、それから利府消防署による「被災者の救出・消火器の取扱い・煙体験」、それから消防団による「ポンプ操法」などが実施されました。

残念ながら、地元町内会など住民の参加は少なく、各行政区からは行政区長と保安等担当者のみでありました。また、利府消防署と指定地方公共機関であるNTTは参加していましたが、自衛隊、警察の参加はありませんでした。

そこで、災害有事に備えた総合防災訓練、広く防災訓練の質的向上の観点から、以下、伺います。

その1、現地対策本部の訓練では、消防団長から「どこどこで火災」といった簡単な状況報告がなされるものでありました。私はそれを見て、この訓練に本当に意義があるのかと疑問を感じました。そもそも現地の本部に町長以下全幹部が集まる必要は全くなく、本来やるべき本部機能の訓練であれば、別の日に役場職員の緊急登庁訓練、いわゆる配備訓練ですね、緊急登庁訓練に接続して、この庁舎における災害対策本部開設訓練を実施して、そこでは被災状況の解明・把握・表示及びそれらのための通信組織の構成、また錯綜する被災状況判明に応じた対

処要領の調整、特に消防・警察・自衛隊等の関係機関との調整・要請、また被災状況に応じた対処の優先順位の決定、避難所などの開設、住民への勧告などを訓練すべきと考えますが、これについて当局の見解を伺います。

2番目、消防署による消火器の取扱い操作指導や濃煙体験、濃い煙の中をくぐる体験ですね、煙体験は重要であると思いますが、より困難な事態を想定した消防機関の訓練を実施する必要があると考えます。具体的には、高齢者の多い介護施設やお客の多い大規模商業施設などにおいて、当該施設の自衛消防隊と連携した消防機関による消火及び避難誘導訓練を最低限年1回は実施すべきと考えます。当局の見解を伺います。

3番目、今回の訓練では各行政区、町内会長がほとんどですけれども、の代表は見学による参加でありました。町内26の行政区の中から毎年5つの行政区を選んで町当局と連携した「避難所開設訓練」、この際の想定としては、深夜に、かつ電気・水道などライフラインが途絶した状況を想定して、そういった避難所開設訓練を実施してはどうかと考えます。26行政区を5、6個ずつ回すと5年に一度、5年に一度程度の頻度で実行動を伴う訓練をしっかりとやれば、いろいろと問題点が把握でき、東日本大震災のときの教訓の風化対策にもなると考えます。また、その際に、消防署の指導の下、住民を対象に消火器取扱要領だとか、あるいは浸水被害の予想される町内会では土のうの作成、積み方訓練を実施するなど、さらに中央防災会議が発出しています、今年度の総合防災訓練大綱に示されています「要配慮者の避難支援訓練」、1人では避難できない方ですね、要配慮者の避難支援訓練まで実施すれば、防災力の向上と防災意識の高揚が図れるものと思います。これについて当局の見解を伺います。

最後、「利府町防災アプリ」を現在作成中と承知しています。その発注に当たっては、先行する多賀城市の「防災アプリ」や、非常に多機能で多くの国民に既に使用されている「Yahoo!アプリ」の「天気・災害」、こういったものを参考に仕様書を作成したと思いますが、現在作成中のアプリの仕様・機能等について伺います。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局、答弁願います。

1の安全な水の長期安定的な供給について、2の防災訓練の在り方について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 浅川紀明議員の御質問にお答えいたします。

まずもって利府の水をPRしていただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、第1点目の安全な水の長期安定的な供給についてでございますが、（1）と（5）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

本町の上下水道事業につきましては、建設投資がおおむね完了し、今後は管路や施設の耐震化、老朽施設の更新による多額の費用が見込まれているほか、節水機器の普及等により給水収益等が減少傾向にあることや、近年の物価上昇の動向によっては、長期的に安定した事業経営が困難になることも予想されております。また、上下水道経験職員の高齢化や上下水道業務に携わる職員育成には相当の時間を要することなどが起因し、上下水道特有の技術継承もさらに難しくなると考えております。

このような事象は全国的な課題でもあることから、国は官民連携事業の活用を推進しており、国庫補助金の採択要件として、令和8年度までに官民連携事業を導入することを位置づけたところであります。本町においては、全国に先駆けて包括的民間委託を拡充させることで、さらなる経費削減と国費支援の確保に努め、町民の生活に直結するライフラインを持続可能とすることを最優先に取組を進めてきたところであります。

次に、（２）の宮城県が実施している上工下水一体官民連携運営事業との違いについてでございますが、本町が実施する包括的民間委託につきましては、これまで個別に委託していた維持管理業務や更新工事の支援業務まで範囲を拡大し一括して委託するものであり、経営に係る予算・決算・料金設定や事業計画など、運営権、決定権は従来どおり町が担うものであります。

一方、宮城県が実施しているみやぎ型管理運営方式につきましては、運営権を民間企業側に設定するものであり、本町が実施する委託内容に加え、施設更新事業や利用料金の収受を含めた公共施設全般の運営を行っているものであります。

次に、（３）の包括的民間委託によるメリット、デメリットについてでございますが、メリットといたしましては、民間のノウハウや専門性の高い技術力の活用により、上下水道施設や各種設備に係る専門的な知識や技術を持つ人材確保が可能となるため、管理水準が向上し、長期にわたり安心・安全な体制を確保できるものと考えております。さらには、多岐にわたる業務を一括委託することで業務の効率化が図られ、人件費を含めた経費の削減が見込まれるものと考えています。

一方で、デメリットといたしましては、特に運営には支障はないものと考えておりますが、受託者への技術的指導を行うに当たり、町が配置している水道技術管理者の知識がこれまで以上に求められるものと考えております。

次に、（４）の包括的民間委託の今後の予定や住民への広報についてでございますが、先月、プロポーザル審査会で決定した優先交渉権者と今月中に委託契約の締結を予定しており、その後は来年の４月１日の開始に向けた業務の引継ぎを進めることとしております。

また、町民への広報につきましては、来月、町のホームページやSNSにおいて、包括的民間委託の選定業者や概要、目的などについて周知するとともに、併せて町の広報紙へも同様に掲載することで、町民に不安が生じないよう丁寧な周知に努めてまいります。

次に、（６）の水質管理についてでございますが、本町では毎月水質検査を実施しており、水道法に基づく水質基準項目全51項目の検査を年４回、定期水質項目11項目の検査を年８回実施することで、適正な水質管理を行っているところであります。

また、PFAS、有機フッ素化合物の検査につきましては、令和２年度に水質管理目標設定項目に位置づけられて以降、これまで年１回検査を実施しておりますが、いずれも暫定目標値を大幅に下回る結果となっております。

なお、これまでの水質検査において全ての項目で水質基準を満たす結果となっておりますので、引き続き安全な水道水を供給するため、適正な水質管理に努めております。

次に、第２点目の防災訓練の在り方についてお答え申し上げます。

まず、（１）の現地対策本部の訓練についてでございますが、6.12総合防災訓練のような町、全庁的な防災訓練において、町が災害発生時にどのようなことを行っているか町民に知っていただく機会と捉え、訓練の中に本部会議を取り入れております。さらに、6.12総合防災訓練以外にも、全職員を対象とした参集訓練や避難所開設訓練、本部会議訓練等を行っており、特に本部会議訓練の中では、被災状況の把握や対応指示、住民への避難指示等についても訓練を行っているほか、昨年度は消防署や自衛隊などにも御参加いただき、情報伝達の実地訓練を行っているところです。

次に、（２）の介護施設や大規模商業施設等と連携した消防機関による消火・避難誘導訓練についてでございますが、高齢者施設や大規模商業施設においては、施設の規模により消防法で年２回の避難訓練が義務づけられておりますので、消防署の指導の下、各施設において消火・避難誘導訓練等を実施している状況で、今年の10月にはイオンモール新利府南館で、総合訓練と称して通報訓練、避難訓練、消火訓練を行っていると同っております。

次に、（３）の町当局と連携した避難所開設訓練の実施についてでございますが、本町では各町内会において年１回から２回の防災訓練を毎年実施しており、要請があった場合には消防署の職員と町の職員が訓練に出向き、水消火器訓練や消防署への通報訓練等を行っております。また、今年度の6.12総合防災訓練におきましては、利府第二小学校を避難所としている神谷沢地区、菅谷一部地区、菅谷二部地区を対象に、自主防災組織の方々と職員などが協力して避難所開設訓練を実施しております。

議員御提案の各行政区ごとの訓練実施につきましては、現在も6.12総合防災訓練において町内6か所の小学校を会場として輪番で実施していることから、既に行われているものと認識しております。

また、夜間訓練につきましては、災害は昼夜を問わず発生することから必要な訓練であると認識はしておりますが、訓練実施には高齢者や子供など配慮を必要とする方も多数含まれていることから安全対策を考慮することが求められますので、慎重に進めてまいります。

浸水被害が想定される町内会での土のう作成訓練についてでございますが、浸水被害が想定される浜田地区や須賀地区は、町内でも高齢化率が高く、作成から運搬、設置を行う作業は厳しいものと認識しております。このため、町では両地区の避難所に100袋の土のうを既に配置しており、必要に応じて使用していただくよう、町内会長に依頼しております。また、土のうの積み方につきましては、町内会から要請があれば講習会を実施したいと考えております。

さらに、総合防災訓練大綱に示す要配慮者の避難支援訓練についてでございますが、令和6年9月定例会において今野隆之議員の一般質問にお答えしておりますとおり、要支援者の中には、御家族の理解が得られないことや個人情報を知られたくないという理由で要支援者名簿への掲載を拒まれる方もおられるため、個別避難計画作成については進んでいないことから、訓練実施に至っていない状況でございます。

最後に、（４）の防災アプリの仕様・機能等についてでございますが、現在町が開発しているアプリにつきましては、新しい防災無線システムや既存の行政情報一斉配信サービスと連携することにより、J－A L E R Tや緊急地震速報といった防災情報と大雨や暴風等の気象情報を、スマートフォンやタブレットを通じて多くの町民へ素早く確実に情報発信することが可能となるものであります。

また、アプリを通じた情報は警戒レベルに合わせて色分け表示されることから、より視覚的に危険度を伝えることができ、既存の防災無線の課題となっている聞き取りづらさを解消する手段としても大変有効であると考えております。さらには、気象情報をはじめ、ハザードマップや河川情報、停電情報などの情報元とリンクし、防災に関する様々な情報をアプリを開くことで一元的に取得できることが可能となるほか、発災時には被災箇所の通報手段としてもご利用いただけることから、町といたしましても、情報収集、迅速な災害対応にも活用できるものと考えております。

なお、開発の方向性としてしましては、多機能で災害関連情報を幅広く提供しているY a h o o ! アプリとは差別化を図り、町のイベント情報やごみカレンダーなど生活関連の情報も併

せて提供することにより、誰もが親しみやすく、日頃から使いやすいアプリを目指して開発を進めております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 答弁ありがとうございます。

それでは、水道事業のほうから再質問します。

まず、質問の1に関する再質問ですけれども、町長の答弁で、包括的民間委託の背景とか理由については、職員が高齢化で技術の継承が困難だとか、それから令和8年度までに、官民連携の条件を満たさないと国の金が下りてこないとか、そんなことがありました。

まず、技術の継承、これ、職員が高齢化になって技術の継承が困難なので、プロフェッショナルの民間企業に任せるんだということなのですからけれども、確かに単に高齢化のみならず、町の職員の人事管理の中で、多様な業務を経験させるために、二、三年に1回いろんなところにローテーションさせると、そういうのはしょうがないなと思うのですけれども、結果的に現業部門の技術継承が難しくなるということで、ある意味、人事制度上の構造的な問題なのだろうなと思います。

しかしながら、包括的民間委託を長期に実施した場合に、現業部門が分かる人材が次第に、だんだんいなくなる懸念があります。先ほど町長の答弁の中で、水道管理技術者の重要性が高まるというような、有資格者の重要性が高まるというような答弁がありましたけれども、現業部門をもう民間に任せるので、今でさえもなかなか現場の知識・経験というのは積み上がりにくい状況であるところを、さらにそのマイナス面が加速的に高まると、任せっ放しになってしまうので、そういったことで現業部門が分かる人材がいなくなる懸念があります。

一方、民間業者に指導・監督しなきゃならない、そういったことで、そういった指導・監督に足る知識・経験を有する人材をどのように、広く町の職員の人事管理体制の中で対策を取っていくのか、この点について伺います。多分総務部長の答弁かなと思うのですが、お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問のほうにお答えします。

人事管理についてになりますが、今までも役場内部の配置替え等につきましては、現在採用をされております土木技師、数名おります。そういった土木技師だけでなく、一般行政職におきましても、現場のほうを経験して、例えば水道の経験年数を積む、技術管理者についても水道の経験を積むことで、将来的に技術管理者になれるような経験を積ませるということ

今までも実際やってきております。

さらに、今回の定例会のほうに提案されておりますが、議案第68号になるのですが、そちらのほうで、管理技術者の認定要件となります要件が緩和されたりというふうな案件のほうも今回上がっておりますので、それに基づきまして、今後その育成、養成、その辺につきましても引き続き、委託するから養成しないのではなくて、引き続き今までと同じようにローテーション等をしながら育成のほうには努めてまいります。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） これまでどおり有資格者をしっかりと育成してまいりますという部長の答弁だったのですけれども、もっと平たく考えていただきたいのですが、今までは、現在、上下水道部に16人の職員がいると承知しています。その人間の現業部門、その人間のある部分は現業のほうにも携わって、現場に進出していろいろな経験を積んでいると。これからその部分が民間に委託される。指導・監督に当たると言いながら、自ら体験する、体験じゃないですね、自ら仕事としてやるのと、ちょっと違うと思うんですね。そうすると、どうしても現場に進出する機会というのは少なくなるということで、どっちかという、部長はこれまでどおり有資格者を育成してまいりますと言ったのですが、おっしゃられたのですけれども、もう少し工夫しないとなかなか、現実的には有資格者の育成が難しいのではないかなと思うんですね。

例えば、私、考えたのですが、一案を申し上げます。これについてコメントください。一般行政部門、職員さんはいろんなことを経験させるために、3年に一遍ずつローテーションすると、これは大原則だと思うんですね。ただ、一方で水道事業に携わる人間は、やはり技術的な知識・経験を積み上げていかなければならない。そうすると、やはり勤務経験を年数的にも多くしなきゃならないということで、一案としては、上下水道部にいた職員、技術系の職員ですね、一般行政に行ったとしても、またこっちに戻ってくると。それで、しっかり勤務したら、またほかのところにも勤務すると。ただ漫然といろんなところ、幅広くじゃなくて、水道事業、上下水道部の職員についてはそういう、ちょっと特殊な人事管理をする必要があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問のほうにお答えします。

今現在、御質問にあった部分なのですが、土木技術職として採用する職員ですと、今おっしゃられたように、例えば水道事業のほうに携わって数年で異動になった際に、土木も一緒に異動して、それであとは土木系の部署に異動して、また何年か後に水道にというふうなものも実際

に行っております。当然、一般職についても同じですので、今おっしゃられたことにつきましては、ちょっと参考に頭の中に入れて職員のほうの異動とか育成とか、そういった部分にというふうに考えていきたいと思います。

それと、あとは育成のために研修のほうを受けてもらったりというのも実際やって、そういったのに水道事業所のほうで、そういった指導・研修のほうに参加させておりますので、その辺は十分配慮されているのかなというふうには思っております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。私は昔いた陸上自衛隊でも、食堂の食事を作る部門もアウトソーシング、民間委託した例があったのでその経験をしているのですが、やはり指導・監督に当たる人間は、しっかりとその任を担うだけの知識・経験を積んでいかないとやはり任せっ放しになって、何か素人がプロを指導する、だからできないので、しっかりと総務部長の職務である人事管理の在り方について御検討いただきたいと思います。

質問の4番目の包括的民間委託のメリット、デメリットについての答弁の中で、人件費等をはじめとした経費削減がなされると、それがメリットだとありました。これについてちょっと伺います。

現在、職員は16名と聞いております。包括的民間委託をした場合に、それが10名になると。6名分の人件費は確かに浮くと思うのですが、それは水道事業の特別会計の中では浮くと思うのですが、町全体の人件費ということでは、その6名はいなくなるわけじゃないので、よその部署に配置転換になると思うんですね。そうすると、単に人件費を含めた経費削減ということにはならないかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

メリットとしてその人件費の削減も含めたということでお話しさせていただいてはおりますけれども、やはり町全体と考えれば、確かに議員おっしゃるとおりかなというところで、公営企業の部分だけを考えた場合のちょっとメリットをお話しさせていただいたというところがございますので、人件費以外にも今回のメリットとしては、その包括的民間委託をすることによって、やはりほかの経費、個々に委託していたものを一括でするわけなので、その部分では経費、委託する経費というのは縮減されるということで考えておりますが、やはり人件費の部分についてはもう少し精査は必要かなとは思いますが、これは今後、町全体のお話としてちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの人件費の関係なのですが、段階的に水道職員のほうから委託することによって、水道事業に関わる職員が減っていった削減というふうなことでという説明をしているということを言いましたけれども、同じように、町のほうにその部分が一般行政側に人が増えるということは、将来的な採用時の人数の件とか、そういうふうになってきますので、実際にはやはり減にというふうなのが出てくると思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと戻って申し訳ないのですが、質問1についての答弁の中で、町長の答弁の中で、給水収益等の減少が今後見込まれると。したがって、厳しい経営状況になるのだという答弁がありました。その点についてちょっとお伺いします。

私が読んだこの水道事業ビジョン、これ、2019年に作成されたものですが、今年の6月の議会であった上下水道部の事業の決算でも、まず収益収支についてはあまり大きな問題になっていないという認識です。ましてや、町長が今進められている、新しく住宅地を造成するなどして、人口が4,000人か5,000人ぐらい増えるという、収益状況は、収入状況はですね、改善される見込みもあるというふうに思うのですが、その点について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

収益状況ということで答弁させていただいたのは、節水型の機器がかなり普及していて、現実的にも大分給水収益が減ってきていると。人口、世帯数が増えるのだけれども、給水量は減る、ここ数年ずっとそういった状況が続いています。

ですから、こういった状況を鑑みますと、やはり今後もそのような状況を考えていかなくちゃならないということで今考えておりますし、この収益だけじゃなくて、やはり今後、今のところその料金改定とかそういったものというのは全く考えておりませんが、今後、例えば町の上下水道事業については、広域水道の受水費であったり、それから流域下水道の汚水の処理費であったり、こういったものが町の水道、下水の事業には大きく影響すると。今後これが上がったり下がったりすることによって町の上下水道事業が大きく影響すると。一番そこが、私たちが今懸念しているところでございます。

県が関係するところではございますが、一応私ども、受水している立場としては、やはりそ

このところを今後注視していかなくちゃならないというふうに思っていますし、そういったことを考えた場合、やはり給水収益というのは今後、減っていく見込みが重要なところかというふうに今考えているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。

また質問1に関連した再質問を続けますけれども、包括的民間委託の背景、理由の1つに、町長答弁の中で、令和8年までに官民連携を進めないと、国からの金が下りてこないのだと。そのために今回やるんだといったことがありました。この国費支援、国からの金については、私の認識しているところでは下水道事業のこと、下水道事業の官民連携を進めないと、8年までに、令和8年までに進めないと金を下ろさんぞというような仕組みになったかと思うのですが、今回、上下水道一体的に民間委託するといったものは、近い将来、下水道だけじゃなくて上水道事業も官民連携を進めないと国の金が下りてこない、そういった認識、予想なのか、それについて伺います。また、そういう予想であれば、その根拠について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） 実施理由の1つに、国費支援がなくなるというような内容になっておりますけれども、この包括民間委託に至った経緯といたしましては、令和4年度頃からは上水道事業、これをメインに包括的民間委託の検討をしておりました。ところが、令和5年、去年の6月に、国のPPP/PFI推進アクションプラン、こちらが改正されまして、上下水道事業も重点分野に盛り込まれたということで、それと同時に下水道分野におけるウォーターPPPの枠組み、これが位置づけられたというところで、本町の場合、仮に下水道事業だけの包括的民間委託を考えた場合、施設の規模が小さ過ぎるということで、受託してくれる、やはり事業者さんがまずいないだろうと、委託の可能性が限りなく低いという分析をしておりました。

その中で、令和4年度から上水道のほう、包括的民間委託を検討しておりましたので、それを一緒に一体とすることで、事業者のほうのスケールメリットが出てくるだろうということで、まずは上下水道一体だとこの包括的民間委託は可能となるというところで、今回進めたという経緯でございます。

上水道のほうの国費支援が今後なくなると予想するのかと、根拠はということですが、これに関しては、今年度、令和6年度から上水道の所掌する省庁、国の省庁、これが厚生労働省から下水道事業を所掌する国土交通省、こちらのほうに移管されました。こういうことを考

えると、やはりこの上水道事業の国費支援についても同様に要件化されるのではないかということで、その部分についてはやはり否定できないものというふうには捉えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。国費支援、現状においては下水道が対象になっているけれども、そもそも上下水道というのは一体的な事業なので、これを切り離して下水道だけ民間委託してもなかなか難しいといったことで理解できました。

メリット、デメリット、質問3に戻りますが、メリットの中で引き続きの経費削減のことで伺います。今回、日水コンというグループ会社に業務委託することになって、今月中に契約が締結されると。その契約金額が31億2,000万円、10年間で31億2,000万円というふうに承知しています。その31億2,000万円、1年当たり3,200万円ぐらいですか、それと、これまでの特別会計との比較で、本当に経費的な削減がなされると言えるのか、それについて伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） 維持管理の部分の包括委託、今回優先交渉権者、決定させていただいて、先日、全協のほうで御説明申し上げましたが、全体的な数字として30億円、これが約30億円ですね、10年間の委託金額になりますけれども、年間にすると3億何がしというような維持管理費になってくると思いますが、現状の維持管理費よりは、やはり若干高めにはなるかというふうに予想しています。やはり技術的にはただ、専門的な知識を持った設備とか機械とか、そういった専門的な知識を持った技術者が充てられることによって、そこは大きな私たちはメリットだと思っていますので、経費は若干上がるという見込みはあるものの、やはり総合的に考えた場合のメリットは大きいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） ありがとうございます。

最後の再質問なのですが、広報と水質管理について。冒頭でも私は申し上げましたけれども、包括的民間委託ということで、上下水道事業について、大きく官から民にかじ取りを変更するわけですね。現業部門を全部民に任すといったことで、県がやっている民営化と違いも分かるのですけれども、住民にとってはなかなか民営化と、県の民営化と民間委託の違いが分かりづらいこともあって、しっかりと広報、しっかりやっていただきたいと思います。

それから、併せて水質検査のことも、確かにホームページに載っているのを私も確認しまし

た。PFASのことも載っている。だけれども、改めてその点を強調して、世間をにぎわしているわけだから、しっかりと包括的民間委託のことに加えて、水質管理のことも広報していただけだと思います。特に答弁は必要ないです。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。（「いいです。答弁は要らないです」の声あり）
続けてどうぞ。

○9番（浅川紀明君） それでは、防災訓練について移ります。質問1の現地対策本部の訓練の関連の質問をします。

災害対策本部、この庁舎における災害対策本部を開設、設置するに当たっては、やはり最も重要な機能は、通信組織の構成だと思います。現状でその通信組織の構成をどのように準備しているかということについて伺います。

ちょっと補足説明します。突発的な災害発生を除いて、台風なんかで災害が予想されるという事態では、町の地域防災計画に基づいて配備を逐次高めていくと。警戒配備、特別警戒配備、非常配備と、段階的に配備を強化すると。また、派遣した現地調査班、情報収集ですね、被災状況の拝命に当たる現地調査班とか、町民からの被災状況の通報を受けて、災害対策本部ではそれらの情報を処理した上で、モニターや地図に正しい状況を表示して、関係者の確認を容認すると。それをもって対処方針の決定に資するということが大事だと思います。

そのためには、特に通信組織の構成が大事だと思うんですね。しかし、残念ながら災害時には電話回線が不通になったり、あるいは混線となる場合があります。東日本大震災の発災当初もそうでした。そうした状況の中で、通信組織をどのように構成し、維持していかなければならないか、どのように構成し、維持するかということを、あらかじめこの平時の段階から考えていかなければならないと思います。

具体的に言います。私の経験上、大事なことを言います。具体的には、NTTの災害時優先電話回線を増加する。それから、利府消防署とホットラインを構成する。それから、発信・受信ごとに電話を区分けする。予備回線、予備の電話番号を保持する。予備回線は必要なときに災害本部で使うとかですね。それから、最後、電話以外の通信手段の確保を図ると。こういった点が大事だと思うのですが、現状、なかなか難しいとは思いますが、現状どのように準備しているか、答弁願います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 現在の回線等の準備の状況をお伝えいたします。現在、先ほど御質問の中にもありました災害時優先電話、こちらのほうは1回線、現在あります。消防署との直

通電話、こちらのほうもございます。あと、役場庁舎内には全回線で26回線が実際入っておりますので、そちらのほうを使うことは、実際に対応のときには、N T Tの通信回線の障害がなければ可能と考えております。万が一、N T Tのほうの今度、通信回線のほうに障害が起きた場合とかにつきましては、総務省で無償貸与される仮の無線とか、衛星電話とか、そういったもので対応というふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 地域防災計画を読んだときに、電話で発信と受信の区分をするとか、そういった着意については表示されていなかったのですけれども、実際にぜひそういったことも検討していただきたいと思います。どうしても災対本部、あるいはその手前の情報処理、整理する危機対策課に、いろんな情報が次から次へと舞い込んでくると思います。そのときに1本の電話で送受をやっていると、よそからかけても全然つながらないという事態になるので、緊急時においては、これは発信する用だ、こっちは受信する用だといったことで区分が必要かと思います。

それから、N T Tの災害時優先電話回線、これは1回線あるということなのですから、ぜひ交渉して、増加の要求をお願いしたいと思います。

次に、質問2番目の消防署の訓練関係についてお伺いします。

防災訓練全般の、防災訓練に係る町長の全般的な答弁では、全般的にやっています、やっていますというような内容でした。私は、問題となるのは、やっていることは分かるけれども、その中身が大事だと。質、これが大事だと思うんですね。

そういった観点からちょっとお伺いするのですけれども、私は、高齢者の多い介護施設だとか大規模商業施設で、年1回は最低限やる必要があるんじゃないかというふうに申し上げました。答弁の中では、消防署の指導の下に、そもそもそういった施設では年2回、消火訓練だとか避難誘導訓練をやることになっているというようなことだったのですが、実際には、その質は結構、「うん」というようなものも結構あるやに聞いています。ぜひその辺を確認していただきたいのですけれども、やはりイオンのような大規模商業施設であれば、それなりの責任を持って感じているだろうし、そのような人員はいると思うのですけれども、中小規模の介護施設などでは、そもそも人がいない。しかし、法令で消火訓練なんかをやらなきゃならないといったことだと、何か簡単に、消火組織の構成を見ただとか、確認したとか、そんな程度でござりな状況になっている可能性が高いと思います。

私も現場に足を運んでいるわけじゃないので分かりませんが、民間事業体の立場に立

てば、法令は最低限遵守すると。それでも、実際の日々の介護活動をしつかりと専念しなきゃならない、人が足りないといったことが現状としてあると思うんですね。そのところをやはり消防署の、消防署は年2回そういったことをやっているかというようなことで、1回ですかね、点検に行くと思うのですけれども、点検に行つて記録だけチェックするというだけでなく、しつかりとその際にこういった訓練をやりましょうよと促して、そうしないとなかなか民間は重い腰を上げないと思うので、その点の御指導をお願いしたいと思います。答弁は要りません。

それから、利府町防災アプリについて伺います。時間があれば、またちょっと戻りますけれども、3番目の質問の関連に戻りますけれども、まず防災アプリ関連。今年度予算の利府町防災等アプリ構築業務委託料、これは幾らなのか教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問なのですが、申し訳ございません、今ちょっと金額、手元に持ってきていなかったものですから、申し訳ありません。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 私は、今年3月の予算書を見た限りにおいては、実際出ていないんですね。いろんな情報システムの業務委託料ということで7,000万円ぐらい、トータルであつたのですけれども、その中で防災アプリは幾らと出ていなかったのも、後で教えていただければいいと思います。ただ、それなりのお金がかかっていると思うんですね。だからこそ、やはり町民に喜ばれる、使い勝手のいい防災アプリを作ることが大事だと思います。

そういった関連で引き続き再質問します。

私は、多賀城の防災アプリ、ダウンロードしております。これは違反じゃないんですよ。誰でもできるのです。それから、県の防災アプリ、これもやったのですけれども、よく分からないような内容でした。一番使い勝手がいいなと思ったのは、町長答弁の中でもありましたYahoo!の天気・災害アプリです。これはいろんな機能がさつと出てきて、ハザードマップしつかり、その他もろもろあります。海であれば、津波のことだとか、海象、気象いろんなことが載っています。

それで、多賀城防災アプリのこと、人の話なのであんまり悪くは言えないのですけれども、私、知り合いの多賀城市民にこのアプリの使い勝手はどうだと聞いたときに、あまりいい回答は得られませんでした。実際に私が使つた限りにおいても、まだまだ改善の余地があるなと。強いて言えば特色として2つ、ハザードマップが確認できる、それから安否確認ができるという特色のみです。あとは、これは結構金がかかったはずなのに、こんなのがいいのかなという

感じでした。

それで、ぜひ利府町のやつは、もう既に発注したから、仕様書を作成して発注したから、なかなか今年度は難しいかなと思うのですけれども、逐年、逐年、また改善をしていくときに、より使い勝手のいいアプリに仕上げていって、金をかけたのにこれかよと思われたいようなことにしていただきたいと思います。

それから、アプリ関連で提案したいのですけれども、町長の答弁の中でも、アプリで利用者からの被災箇所通報手段としても利用できるというふうにありました。私の提案は、現在のラインの公式アカウント、町のやつですね、ああいうのは、公式的なやつは全部一方方向で、町から住民へということになるので、アプリの中でぜひ被災状況、橋だとか、道路だとか、津波だとか、そういうのを全部動画で町に危機対に、そういったことをできるようにしていただきたいなと思います。

時間になりましたので、以上で終わります。

○議長（鈴木忠美君） 答弁はよろしいですね。（「答弁お願いします」の声あり）

では、総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 御提案いただいたものも含めていろいろございますが、特に地図情報とかございますね。住民、町民の皆様から、例えば災害が起きた際に見つけた被災箇所というのは、現在のアプリの構成の中に、作り込もうとしているアプリの中に位置情報等も含めてございますので、そういった位置情報も張りつけられるような形でアプリで送信できるようにしてありますので、そこだけまず御報告いたします。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、9番 浅川紀明君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時ちょうどいたします。

午後11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 郷右近佑悟君の一般質問の発言を許します。郷右近佑悟君。

〔1番 郷右近佑悟君 登壇〕

○1番（郷右近佑悟君） では、1番 郷右近佑悟、一般質問をさせていただきます。一般質問するに当たって、数日前からちょっと緊張で心臓がちょっと今にもぼろっと落ちそうなのです

けれども、落ちる前にちょっと速やかに始めさせていただきたいと思います。

それでは、まず1番の通学路の安全確保についてから読み上げます。

昨今、通学路を登下校中の児童生徒が交通事故に巻き込まれる痛ましい事故が発生し、度々新聞やニュースで報じられています。全国で相次ぐ事故・事件を受け、点検等による通学路の安全確保に向けた取組を実施することを目的として、平成29年1月に「利府町通学路安全・防犯プログラム」が作成されました。このプログラム、名称が長いので、以降、安全プログラムと省略して呼ばさせていただきます。本町は開発が進み、商業施設が増えたことによる車の通行量の増加、新しい道路ができたことによる車の流れの変化が見受けられます。通学路を取り巻く状況にも変化が起きていることから、以下について伺います。

（1）ホームページで確認できる通学路の点検結果は、令和3年度が最後になっています。現在、町内通学路の安全点検と危険箇所の確認はどのように行われているのでしょうか。

（2）本町は開発行為や区画整理が進み、人や車の流れが変化しており、通学路を取り巻く環境も変化しています。状況の変化に応じた通学路の現状把握が必要と考えます。児童生徒に対し、定期的に通学路の安全性に関するアンケートを実施してはどうでしょうか。

（3）利府中学校がある新太子堂地区は商業施設が複数開店するなど大きく開発が進み、特に車の通行量が増えています。多くの児童生徒が道路を横断する箇所ですが、利府中学校前の十字路には信号機が設置されておらず、歩行者の横断に危険が伴っています。信号機を設置するなど対策が必要と考えるが、どうでしょうか。

続いて、大きい質問2つ目、こちらは地域おこし協力隊（梨部門）についてです。

本町のシンボルであり、特産品でもある利府梨は、今年で栽培開始から140年を迎えます。しかしながら、生産者の高齢化や後継者不足で、栽培面積は最盛期の3分の1になっております。そのような状況の中、令和6年春から地域おこし協力隊の新たな隊員2名が利府町に移住し、新たな利府梨生産の担い手となるべく活動しています。3年後の任期を終えた後に隊員は独立をして、利府町で梨農家として営農していくことになりますが、以下について伺います。

任期を終えた後の地域おこし協力隊（梨部門）の独立、新規就農に向けての町の取組はどうでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局、答弁願います。

1の通学路の安全確保についての（1）、（2）は教育部長、1の通学路安全確保についての（3）、2の地域おこし協力隊について、町長。

初めに、教育部長。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） 1 番 郷右近佑悟議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の通学路の安全確保についてお答え申し上げます。

まず、（1）の通学路の安全点検と危険箇所の確認についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度まで実施していた、学校、PTA、道路管理者、警察などによる合同点検パトロールは現在実施しておりませんが、危険箇所の把握につきましては、既に危険箇所として位置づけられている場所、また学校などから報告いただいた場所について現地を確認し、必要のある場所は危険箇所として追加しているところであります。なお、ホームページにつきましては、最新の状況となるよう随時更新を行ってまいりたいと考えております。

次に、（2）の通学路の安全性に関するアンケートについてでございますが、これまで通学路に関する項目を入れた児童生徒へのアンケートは実施しておりません。ですが、各小中学校において、月一度、生活全般に関するアンケートを実施しておりますので、通学路に関する事項を組み込めるかどうか検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 次に、町長。

○町長（熊谷 大君） 1 番 郷右近佑悟議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の通学路の安全確保についてお答え申し上げます。

（3）の利府中学校前の十字路への信号機設置についてでございますが、町といたしましても、複数の商業施設の開店により車などの通行量が増えたことについては認識しております。議員御質問の信号機の設置につきましては、交通管理者である宮城県公安委員会が定める整備基準に基づき、市町村等からの要望を基に所管警察署において現地確認を実施し、宮城県公安委員会が優先順位を決めて直接整備をしているところであります。利府中学校前の信号機設置につきましては、周辺地区の開発により歩行者や通行車両の増加を把握しておりますので、今後設置に向けた要望を行ってまいります。しかしながら、信号機設置には時間を要することから、信号機の設置はもとより、周辺の交通安全対策についても塩釜警察署と協議してまいります。

次に、第2点目の梨農家部門の地域おこし協力隊についてお答え申し上げます。

任期後の独立、新規就農に向けての町の取組についてでございますが、本町の特産品である利府梨につきましては、議員御承知のとおり、近年、農家数及び栽培面積が減少しているため、既存のアンケート調査の結果を基に、今後の産地維持や発展を見据えて令和元年度から地域お

こし協力隊制度を活用しているところであり、昨年の4月には1名が独立し、梨農家として地元で活躍しております。現在は2名が梨農家としての独立を目指し、年間を通して日々、J Aや梨農家の協力をいただきながら、梨栽培の技術習得に励んでいるところでございます。

町といたしましては、新規就農に向けて必要となる梨畑などを確保していくため、引き続き梨農家の皆様に対しまして今後の経営意向に関する調査を実施し、借用可能な農地などについて協力隊とのマッチングを行うとともに、農機具等の初期投資への補助をはじめ、各種補助制度の活用についてサポートし、安心して梨農家として独立できるよう支援してまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、（1）の安全プログラムはコロナ禍以降、再開されていないというところで、そこで再質問させていただくのですけれども、安全プログラムでは、P T Aほか児童クラブ受託者、警察署など関係機関との合同点検を行っていたということなののですけれども、今現在はそれを行わずに、学校などから報告された危険箇所を随時確認、判断して対応しているということなののですけれども、今後もその安全プログラムで行われていたような合同点検というのを行う予定はないのでしょうか、お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

これまで行っていました合同パトロールですけれども、およそ30人ほどで行ってまいりました。そういう一斉型ではなく、今後はもっと効率的で、かつ効果的な形に変えまして実施できないかということで、今後、検討しながら実施してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） そうしますと、安全プログラムというのが策定されたときに合同点検を行うというふうになったということは、そのプログラム策定の前より、より通学路の安全を確保しようということで、この30人規模での見回りですとかそういったことの、行われていたと思うのですけれども、コロナ禍以降、それが再開されないというのは、その成果といいますか、そういったところを振り返ってみて、そこまで大規模じゃなくても、同じように関係各所との情報共有ですとかそういったところができているということで、現在再開されていないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

まず、そのとおりではあるのですけれども、これまでのコロナ禍前の合同点検パトロールに

については、全員でバスで回っていたわけですが、全ての点検箇所、危険箇所を回ることができていなかったということが、半分ぐらいは回れていたのですが、そういうこともあり、それであれば、コロナ禍をきっかけにして、なかなか集まってということも難しいところもきっかけにしまして、今後はもう少し全部の箇所を分担して入れるような形ですとか、一つ一つしっかりと確認しながら対策を考えていけるような形にできないかということで、今後、検討してまいりたいと思います。

ここまではコロナ禍もあり、明けてから、先ほども答弁したとおり、それぞれの学校等で確認していただく部分をこちらでまた検討していたという部分ですが、なおよりよい方向で今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 分かりました。では、安全プログラム実施時と遜色ないといいますか、それ以上の管理、情報共有ができる体制を整えていただいて、引き続き通学路の安全状況の把握に努めていただきたいと思います。

それで、先ほど通学路の安全プログラムのホームページ等に関連して、これからはホームページ等で危険箇所等の情報を随時更新していかれるということだったので、今その安全プログラムのところのホームページは、令和3年度で情報が止まっているのですが、そのページに追加してどんどん情報を更新していくというような形なのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

ホームページのほうに、今議員おっしゃられたとおりのところに、最新の状況になりますように更新して行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、現在のページにどんどん情報を追加していただけるということをお願いしたいところではあるのですが、ホームページというところで少しちょっと話がずれてしまうかと思うのですが、安全プログラムのページがもしなくなったらというところでの話をしようかなとは思っていたのですが、その通学路の危険箇所のホームページの表示というところで、これ、平成29年3月定例会なので、鈴木晴子議員が一般質問で、安全プログラムで表示されているような通学路の危険箇所ですとか、そういった対策の情報を各小中学校のホームページにも記載してはどうかというお話をしたときに、その当時、当局は、小中学校のホームページでそういった整備を検討していくというお話だ

ったのですけれども、今回の新たに更新、安全プログラムのページを更新するのと一緒に、ほかの場所でも通学路の危険箇所等を把握できるように改めてしてはどうかという提案なのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

そのようにできるかどうか、各学校とも連絡・調整して考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、通学路の危険箇所が確認できるというのは、そういう窓口というか、確認できる場所が多いというのはとても大事なことだと思うので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

それでは、質問の（2）に移らせていただきます。この通学路の安全性についてのアンケートなのですけれども、生活全般に関わるアンケートの中に、通学路に関することも組み込めるかどうか検討していただけたということでしたので、これもぜひお願いしたいところではあるのですけれども、この（2）の質問に至った経緯なのですが、私もそんなにすごたくさんさんの利府中生としゃべるわけではないのですけれども、その利府中学校の生徒と話す中で、今年の夏になってから急に中学校前の横断歩道で車が止まってくれないというような話を度々聞いたことがきっかけであったのですけれども、考えてみますと、急に夏に複数の商業施設が立て続けにオープンして、車の交通の流れですとかそういった通行量が大きく変化したことが起因するのかなというところから、開発ですとか発展が著しい利府町ですので、通学路を取り巻く状況も著しく変化しているのだらうということで、タイムリーにそういった生徒が実際に身の危険を感じているところを把握する必要があるのではというところでの質問でしたけれども、この通学路のアンケートに関して、ここが危ない、漠然と道路が危ないですとか、ここが車がいっぱい来るというのもそうなのですけれども、例えば毎朝ここにこういう人が立っていて、何も言わずにずっと見てくるとか、そういった防犯的な観点での情報収集も必要かと思うのですけれども、そういった点もこの通学路のアンケートに組み込んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

毎月1回行っている生活全般に関するアンケートのところで、今現在ですと、その他という

ような形で自由に書けるような部分があるのですけれども、そこに、より具体的にその通学路に関する事とか、危険な目に遭ったこととか、そういうふうになんとか、どんなことを書けばいいのかなという書き込んでおくことで、子供たちも、ああ、そういうことについて書けばいいのかなというふうになるかと思うので、その辺を組み込めるかどうかということで、各学校とちょっと検討してまいりたいということと、それから実際、なかなかこう、ふだんのこと、言葉にできない子供たちもいると思いますけれども、こういうところでもし書かれているのがあった場合については、より具体的に書いた子供たちに直接話を聞くとか、その件に関してほかの子供たちも知っていることがないかということで直接こう、話をしたりすることで、より安全性というか、その辺を高めるような対策を取っていきたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、具体的にそのアンケートに、通学路でこういう危ないと思うところはありますかですとか、そういう具体的な方法でアンケートを取っていくのがやはり大事なかなと思います。やはり私の息子もそうなのですけれども、やはり聞かないと教えてくれない。聞いたら、ああ、何で言わなかったんだというようなことがあるので、やはり具体的にこう、こういうことを聞くと答えてくれるというのも1つの子供の特徴かなというのもあるので、そういうところを具体的にアンケートを取っていただくとうれしいなというところであります。ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

では、次は、（3）の質問について、再質問に移りたいと思います。

利府中学校前はやはり児童生徒が危険を感じながら横断している場所ですので、ぜひ信号機の設置の要望を協議を進めていただきたいと思います。ただ、先ほどやはり答弁にもあったとおり、信号機の設置となると、周辺道路への影響の十分な検討ですとか、仮に設置できたとしても、なかなか時間がかかるのだらうと想定されます。

しかしながら、できるだけ早く、やはり通学している児童生徒も含め、通行者、そういった人たちのために安全対策が必要と考えます。というのも、私、利府中生から、中学校前の横断歩道が全然車が止まってくれなくて渡れないという話を聞いてから、どんなものなのだろうと思って、5日程度ですけれども、登下校時間、ちょっと観察していたのですけれども、朝の時間はスクールガードリーダーの方が横断歩道に立って誘導していらっしゃったので、十分安全は確保されているなというところではあったのですけれども、やはり下校時間、そのスクールガードリーダーの方がいないような時間ですと、横断歩道手前には止まれの標識があるので、本当は100%止まらなければいけないのですけれども、横断しようとする人がいる際の停止率が

実際六、七割程度ということで、なかなかの勢いで車が進入してきたので、観察するのもなかなかはらはらするような状況でございました。

すみません、長くなりましたが、要はもちろん、結果として信号機設置というのが一番安心かなというのがあるのですけれども、現状危険な中で中学生、小学生が横断しているので、迅速に安全を確保することが必要かなというところなのではございますけれども、これは例えば令和4年12月定例会で、一般質問で安田議員が歩行者が横断歩道を渡るときに、LEDライトが点滅して車の運転者などに存在をアピールするような機械、歩行者横断点滅機とか、そういう安全に関する機器なのではございますけれども、こういうのを設置してはどうですかという提案をした際に、当局の答弁として、宮城県警が社会実験を行っているというものがあって、その社会実験の結果をもって有効性が示された装置の設置を検討したいというような答弁だったのですけれども、その後、その社会実験の結果は何か有効性が示されたものですか、そういった情報というのは町には来ていないのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問のほうにお答えいたします。

今までいただいた御質問の中にあるのは、こちらでも認識しておりました。こちらのほう、令和4年の御質問の中で、議員に御質問いただきましたように、お答えしているのですが、今回ちょっと宮城県警のほうにも内容のほうを確認したのですが、こちらの実証実験は大学のほうで実証実験を行ったということでございます。県警のほうでその場所、設置する場所ですね、実証実験を行う場所について提供してやったということで、長町とか、そちらで実証しているという、複数箇所だとは思いますが、ということでした。

ただ、実際やってはいるのですが、そのつけたことによって譲り合いとかそういったものは見られたということなのですが、正式な費用対効果とかそういった検証結果が出ていなくて、宮城県警のほうでも、まだ導入するとかそういったことに至っていないというのは伺っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、そういった別な歩行者が安全に渡れるような機器等の社会実験の結果が正式に出ていないということなのではございますけれども、やはりそういったところも引き続き情報収集していただいて、なるべく早く対応をしていただきたいと思います。

信号機設置の協議と同時に、そういったところのチェックも進め、対策・検討も進めていく

となると大変かと思いますが、やはりぜひ警察とも協議していただいて、さらなる子供たちの安全のため、ぜひ最大限の尽力を期待しております。

その信号機ですとか、そういう歩行者点滅機ですとか、そういった具体的な安全機器のほかにもものですが、先ほど私が申しました、その利府中学校前の下校時間の生徒の渡るときの一時停止状況などを見ていると、日没前の状況を見ていると何かあんまり、こう言ったらなんですが、聞いているほど悪くないなという状況だったのですが、やはり日が沈んだ後、途端に車の停止率というのがぐっと下がるように見受けられましたので、やはり利府中学校前の横断歩道、周りの商業施設などがまぶしいので、よりちょっと暗めに視界に入ったりするかなというのはあるので、そういった信号機等の安全機器もそうですけれども、明るく照らすですとか、そういった点も実際に検証といいますか、状況を確認していただいて検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問ですが、今おっしゃっているとおり、先ほどの横断歩道での子供さんたちが止まっていだけないとか、そういった部分は車両運転者のルールというようなこともございますので、警察のほうに、所轄の塩釜警察署に要望する際には、信号設置の要望に加えて、実際そういったお話もありますよというのをお伝えしながら、何らかの交通安全対策を図っていただけるようなことで、要望のほうをしていきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） それでは、そういうハード面、信号機設置ですとかそういう機器の設置とかのほかにも、加えてそういった啓発活動ですとか、そういったソフト面にも引き続き力を注いでいただきたいなというところで、この1つ目の質問を終わらせていただきます。

では、次は2つ目の協力隊についての質問に移らせていただきます。

協力隊との農地のマッチングを行っているということなのですが、やはり就農するには農地、実際に農作物を作る土地ありきという部分もあると思うので、とても重要なことだと思うのですが、いろんな意見はあるのですが、梨農家として生計を立てていくためには、梨畑の広さは5反歩、1反歩というのは田んぼ1枚分相当ですが、5反歩程度ないと厳しいと伺っているのですが、協力隊としての任期を終えた後、その時点で隊員がそれぞれ十分な広さの畑を確保して就農していく、そういった見込み、現状はあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

地域おこし協力隊が新規就農時に十分な面積が確保できるのかというような内容だったかと思うのですが、梨農家の方に経営意向調査というものをしております。こちらは、後継者がいなくて、あと数年で辞めたいという梨農家さんが所有している梨畑や農機具など、そういうのをお貸しいただけるのかというような調査も行っております。

その結果を基にしまして、梨農家さん宅に町の職員が直接お邪魔させていただきまして、それぞれ協力隊員が新規独立した際にもお貸ししていただけるかどうかというのを把握しております。その件で生計を立てていくために必要な面積、そちらのほうを貸していただけるように、今手はずを整えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、協力隊の方々が任期を終えた後、すぐ就農して活動できるように、農地及び農具に関しても、現在就農されている方のものを借りるなり譲り受けるなりできるかマッチング、アンケート等を取られているということなので、大変すばらしいことかなとは思っておりますけれども、実際この農地ですとか農具を借りるというのは相手があることなので、なかなか数年後に着地点を持って行って、このまま継続して約束を取り付けるというのは難しいかとは思っておりますけれども、引き続き協力隊の方々が将来に希望を持って残りの任期を全うできるように、引き続き御尽力いただきたいと思います。

加えて、いろいろ農具ですとか農地についてマッチング等を進めていただいているということなのですが、来春に向けて新たに協力隊の方を1名募集するというふうに伺っているのですが、その新しい隊員募集に関しても、その畑の場所ですとか、そういったところである程度見通しがついての募集をかけたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

来年1名追加で地域おこし協力隊の、梨農家の地域おこし協力隊の募集の見込みというのですか、ということですが、先ほどもお話しした経営意向調査ですが、離農を考えている梨農家さんの今作っている栽培面積というのが約3万平米ぐらいあるのです。そのうち貸してもよいというような御回答をいただいているのが、約2万1,000平米ほどあります。

このような結果を踏まえますと、先ほど郷右近議員さん、5反歩ぐらいで生計を立てられるというようなお話がありましたけれども、この数年で離農して貸していただけるという、アン

ケート調査だけで見れば2万1,000平米ありますので、その辺は今後、来年ですね、1名追加で募集する方にもお貸しできる面積は十二分に取れるというふうに見込んで、計画的に地域おこし協力隊を募集していくということでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、そういった意向調査等を含めて、引き続き協力隊の方が来ていただいて就農していただくことに問題ないという判断をされて、新しく募集をかけていらっしゃるということで理解いたしました。

やはり繰り返しになりますけれども、やはり就農地等の確保については相手の方がいることなので、丁寧なケアを引き続き行っていただいて、さらにこれからその協力隊の方がどんどん希望を持って利府町に来て、梨を作っていただけるような環境を引き続きつくっていただきたいというところではありますが、一方で畑自体の広さが十分であっても、借りた自分が就農する畑の整備状況ですとか、その畑に植えてある梨の木の本数ですとか、梨の木の生育ですとか、そういった状態が良好ではない場合ですと、十分な収穫が得られずに農業をその後続けていくということが難しくなるのかなとは思うのですけれども、そのことから、その任期が終わる前にその就農、もう予定、見込みを持っている、その農地に関しては、なるべく任期を終える前よりかなり早い段階で畑の整備、これを進めていくことが大事ではないかなと思うのですけれども、実際そういったところの対応というのは進めていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

今、現状、地域おこし協力隊員が作っている梨畑、これを独立後も引き続き使うような形で今考えております。現在も、ちょっと老木になったり、あとは木が枯れたりというような梨の木もありまして、そういう木につきましては抜根というのですか、木を抜根して、抜いて、それで新しい苗木、新植する木を準備しているというような段階でございます。

そういうことで、苗木を植えてからも、なかなかその収穫するまでには時間もかかるということでございますので、今までどおり、今までどおりというか、これまでもそのように古い木は倒して新しい木を植栽していく。そして、そのところを借りていくというような形で今やっておりますので、その更新についてしっかり準備しながら、今までどおり頑張っていると思っています。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 分かりました。では、既に今後、今作業しているような畑も今後を見据えて既に抜根ですとか新植をされているということで、ちょっと安心したところではあります。就農予定の畑を事前に整備するというのも、各種補助、限られた予算の中で行っていくことになるかと思うので、やはりいろんな知識ですとか町のサポートというのが、これからはやはりさらに重要になってくるのかなというところでございますので、やはり協力隊の皆さんがよいスタートを切って利府梨を継承していけるよう、引き続きサポートをしていただきたいと思います。

というところで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、1番 郷右近佑悟君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は13時50分とします。

午後1時36分 休 憩

午後1時50分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔6番 鈴木晴子君 登壇〕

○6番（鈴木晴子君） 6番、公明党の鈴木晴子でございます。本定例会には、2点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、これからの認知症施策について。

急速な高齢化の進展に伴い、認知症と診断される人の数は増加しております。2022年の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害の高齢者数は559万人と推計され、高齢者の約3.6人に1人が認知症、またはその予備軍とも言える状況になります。国におきましては、認知症基本法が本年1月に施行され、「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進すること」が明記されました。この共生社会の実現に向けて、認知症施策に関する全ての取組を推進していくこととしております。町におきまして、認知症の人やその家族に寄り添った施策を推進しているところではございますが、基本法の理念に基づき、これからの施策について、以下、町の考えをお伺いいたします。

（１）基本法の施行に先立ち開催されました「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」におきまして、認知症施策を認知症の人を起点に実施することや、認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」の理解促進の重要性が示されました。「新しい認知症観」に立った、これからの町の施策の展開についてお伺いいたします。

（２）認知症の人に寄り添った対応する「ユマニチュード」という方法があります。福岡市では2017年から取り入れ推進しております。町も研究してはいかがでしょうか。

（３）基本法に掲げられている基本的施策で、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進があります。このことについて町の今後の取組をお伺いいたします。

（４）認知症初期集中支援チームの課題と今後の展望についてお伺いいたします。

（５）認知症サポーター活躍の場としてチームオレンジを立ち上げる必要があると考えますが、町の考えをお伺いいたします。また、認知症サポーター養成講座の企画・運営を担うキャラバンメイトの養成も行っているのでしょうか。

（６）先進自治体では、認知症支援策として、「認知症VR体験」や「認知症機能検査」、「認知症個人賠償責任保険」などを行っております。本町としても必要な施策と考えますが、町として、新たな施策の検討状況をお伺いいたします。

２点目、成年後見制度の利用促進と今後の取組について。

認知症高齢者など、成年後見制度の利用の対象となる人は増加しておりますが、その増え方と比べ、制度の利用者は増えていない現状があります。制度の利用が必要にもかかわらず、制度を利用できていない人がいるのではないかと考えます。利用促進と今後の取組について、以下、町の考えをお伺いいたします。

（１）利用促進への取組や相談件数など現状をお伺いいたします。

（２）今後も増加し続けると見込まれる後見人の需要に、専門職が全て対応することも難しいため、国では、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」で市民後見人の育成・活躍支援を推進するとしております。本町においても、市民後見人の育成を検討してはいかがでしょうか。

（３）基本計画では全市町村に地域連携ネットワークを整備するとしております。町の整備状況をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対して、当局、答弁願います。

１のこれからの認知症施策について、２の成年後見制度の利用促進と今後の取組について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 6番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目のこれからの認知症施策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の新しい認知症観に立った、これからの町の施策の展開についてでございますが、町の高齢者施策につきましては、利府町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、各種事業を進めているところでございます。

住民の認知症に対する理解促進につきましては、相談窓口や医療、暮らしについてまとめた認知症ケアパスを発行し、広報紙やホームページに掲載するとともに、役場や地域包括支援センターの窓口に設置し、周知を図っております。また、認知症に特化した介護予防教室や認知症サポーター養成講座のほか、認知症当事者を講師に招いて「認知症を知り、共に生きる」と題して講演会を開催するなど、町民一人一人が認知症について正しく理解し、自分のこととして捉えていただけるよう努めております。

今後につきましては、認知症になっても共に希望を持って生きることができるという新しい認知症観に基づき、認知症の方や家族などが安全に安心して日常生活を営めるよう、引き続き各種事業を進めてまいります。

次に、（2）のユマニチュードを町も研究してはどうか、についてでございますが、議員御提案のユマニチュードにつきましては、認知症の人に優しさを伝えるコミュニケーションの技法として、見る方法、話す方法、触れる方法、立つこと、この4つの柱を基本に、相手の尊厳を保ちながらケアするものであると認識しておりますので、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

次に、（3）の認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進についてでございますが、日常生活における障壁を排除する取組を行い、認知症になってからも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、トイレなどの表示を大きくし、視覚的に分かりやすい工夫をするなど、先進的に取り組んでいる自治体もございますので、参考にしてみたいと思っております。

次に、（4）の認知症初期集中支援チームの課題と今後の展望についてでございますが、本町では医療や介護の専門職で構成される支援チームが、認知症のある方やその家族などに早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置するため、平成30年度に医療機関と契約を締結し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を整備しております。課題といたしましては、町民の認知症初期集中支援チームに関する認知度が低いため、認知症が進行してから相談するケースが多いことであります。

今後につきましては、認知症初期集中支援チームを含めた認知症に関する情報を広報紙や

ホームページ等により発信し、正しい知識の普及・啓発を図り、理解促進に努めてまいります。

次に、（５）のチームオレンジの立ち上げについてでございますが、令和元年６月に国が策定した認知症施策推進大綱において、認知症の方やその家族と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的活動であるチームオレンジについて、令和７年度末までに全自治体で取り組むこととされております。

現在、本町では地域包括支援センターと連携して認知症サポーター養成講座を実施し、町民の約2,000人が認知症サポーターに登録していただいて、認知症の方々の社会参加の機会を創出する、チームオレンジの立ち上げに必要な体制整備を進めているところでございます。

また、キャラバンメイトの養成につきましては、毎年宮城県が主催しているキャラバンメイト養成研修を地域包括支援センターの職員が受講しており、現在８名が登録し、町内の事業所、町内会、学校などを会場に開催している認知症サポーター養成講座の企画・運営に携わっている状況でございますので、引き続きキャラバンメイトの養成を図り、認知症支援策の推進に努めてまいります。

次に、（６）の新たな施策の検討状況についてでございますが、現在認知症予防事業として実施している認知症カフェやふれあいオープンスクールなど既存事業の充実を図りつつ、先進自治体の取組については、新たな認知症施策を進めていく上での参考にさせていただきたいと考えております。

次に、第２点目の成年後見制度の利用促進と今後の取組についてお答え申し上げます。

まず、（１）の利用促進への取組や相談件数などの現状についてでございますが、町では成年後見制度の周知を図るために、役場庁舎や保健福祉センターなどの窓口にパンフレットを設置するとともに、町のホームページにも掲載しております。また、高齢者に対しましては、地域包括支援センターの職員が自宅を訪問する際、制度のＰＲチラシを配布し、内容を説明するなど周知に努めております。

これまでの相談件数については、令和４度は61件、令和５年度は66件、そのほとんどは高齢者からの相談となっております。

次に、（２）の市民後見人の育成についてでございますが、弁護士などの資格を持たず市町村等の支援を受け活動する市民後見人は、少子高齢化が進む中、介護サービスの利用契約を支援するなど、大きな役割を果たすものと認識しているところであります。現在、県内では仙台市と富谷市において市民後見人制度を導入しております。本町においては、相談件数から、地域包括支援センターと連携することと、日頃から身近で寄り添う対応ができているものと理解

していることで、現在のところ、市民後見人の育成は考えておりません。

しかしながら、今後、本町においても高齢化が進み、独居世帯が増加してくることで、成年後見制度の利用を求める声が増えていくことも考えられることから、先進自治体の取組は注視してまいります。

最後に、（３）の地域連携ネットワークの整備状況についてでございますが、国の基本計画においては、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野が連携する仕組みをつくっていくことが示されております。現在、本町においては、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図りながら対応しておりますが、県や市町村が中核機関となる家庭裁判所や法律の専門職団体などで構成される地域連携ネットワークの整備に至っていない状況でありますので、先進自治体の状況を参考にしてまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○６番（鈴木晴子君） まず、この認知症施策でございますが、先日、11月29日に認知症基本法の成立に伴いまして基本計画を国のほうでもまとめることになりまして、首相の基本計画案が、まとまったというふうなニュースがありました。政府一丸となって認知症施策を実施していくというふうな発信がありました。その思いで利府町としても一丸となってこの認知症施策に取り組んでいっていただきたい、この基本法を基に取り組んでいっていただきたいと思っております。

この新しい認知症観というふうな部分は、認知症になってからも希望と尊厳を持って地域で暮らしていくことができるということになると思います。今皆様が一番心配なさっているのは、古い認知症観をどうやって奪還すること、認知症になったらおしまいだ、何もできなくなる、何も分からなくなるという考え方があると思います。そして、本人不在で本人のことが決められていくという状況、そうすると本人も希望を失ってしまっていて、認知症になったら終わりだというふうな考えが、まだまだ皆様の中に、町民の皆様の中にあります。この考えを変えていかなければならない、そのような視点に立って、町の施策を行っていただきたいと思っております。

そういうふうな部分では、やはり認知症ケアパス、町長の答弁にあるように、町のほうではしっかりと配布しておりますということでありましたが、そのケアパスの内容の見直しもしっかりとこの視点に立って行っていくべきではないかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対して、当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

ケアパスでございますが、随時、改訂のほうを進めてきているわけですが、今回に関しましては、国の基本法を参考としながら追加のほうをさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 基本法の中に、今までとはまた違った考え方も掲載されておりますので、ぜひ熟読していただいて、見直しをしていっていただきたいと思います。

それから、町のほうでも11月に認知症の講演会を行っていただきました。大変反響で80人以上の方が参加されたと思います。内容も、この新しい認知症観に沿った内容で行っていただいて、この内容、本当に参加していただいた方も大分感動したというふうな声を伺っておりますので、素晴らしい内容だったと思います。そのような講演会、ぜひ年に一度、毎年行っておりますが、各地域でも、包括支援センターのほうでも大分充実した内容で各地域で行っていただいておりますが、アンケートの中でも、認知症の情報をどこで取れるか分からないという答えが高齢者福祉計画のほうにも載っておりましたので、各地域でこのような講演会を細かく行っていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、現計画の中にも既に認知症対策といったことを盛り込んでおります。この中で出前講座など様々な機会を捉えながら、認知症に関する知識、正しい知識の普及・啓発といったことを進めていくというふうなことにしておりますので、今後、講演会、また地区に出向いての研修会など、開催に当たっては地域包括支援センターなどと連携を図りながら検討のほうをさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 新しい認知症観というふうなところを主眼に置いて、細かくやっていただきたいと思います。思っております。

それから、この認知症基本法の中に、第14条なのですが、学校教育及び社会教育における認知症に対する教育の推進が掲げられました。やはり子供たちへの教育も本当に大事だと思っております。高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画を含むものなのですが、こ

ちらの中に小中高生の認知症サポーター養成講座の開催ということで掲げられておりまして、令和3年、令和4年はゼロだったものが、令和5年は50名ということで開催できたと伺っております。目標値としまして、令和6年に100名、7年は150名、8年に200名というふうな目標値を掲げております。この200名だと、利府町の一学年の人数は大体350人ぐらいなんです。やはりこれは200名とかにするのではなく、各1つの学年、例えば5年生だったら5年生が全員受講できるというふうな体制を取っていくことが、そういう取組が大事ではないかなというふうに思っております。そのように行っている自治体もありますので、このような取組ができないものなのか、教育委員会のほうでどのように考えるか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） すみません、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木議員、もうちょっと詳しく説明をお願いします。どうぞ、鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 福祉計画の中に、認知症サポーター養成講座を小中学校も構成にするというふうになっておりまして、計画では、令和6年、7年、8年として、100名、150名、200名としているのですが、普通の一学年は350人おりますので、全員が各、5年生だったら5年生、全校で全部できるような体制をすることが望ましいというふうに考えますので、そのような体制を取ることが教育委員会としてできるかどうかということをお伺いいたしました。お願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

すみません、計画の目標の関係もありますので、まず私のほうからお話のほうをさせていただければと思います。確かに計画のほうには、小中高生の認知症サポーター養成講座を開催するというふうなことで掲載のほうさせていただいております。これに基づきまして昨年、令和5年度には1小学校で開催をさせていただいて、50名というふうな人数、確保しているところでございます。今年度に関しましては、やはり学校関係のほうの総合的な学習等々、増えてきている部分もあって、こちら側の周知というのも遅れてしまったところが反省点だとは思いますが、なかなか進められなかったというふうなのがございます。来年度以降の開催ということでは、学校側のほうの年間スケジュールに盛り込んでいただく必要があるというふうに考えておりますので、早期にこちら側から情報関係を教育委員会、また小中学校のほうなどに情報の提供をさせていただいた上で、開催のほうにつなげられるように努めていきたいと

いうふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

今、福祉部長からもあったのですが、学校のほうで年間の指導計画が決まっておりますので、そこに学習内容として合致するという学校については、そこから検討が始まるかというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） やはり全員が同じ立ち位置に立っていただきたいというふうな思いがあります。子供たちが分かっていくことで、本当に地域の中に浸透していくのではないかとというふうな考えがありますので、ぜひそのように進めていっていただきたいと思います。

また、新しい認知症観に立ちました認知症のチェックリストも必要ではないかなと思っております。町のほうでも認知症チェックリストというものをしっかりとケアパスの中にも入れていただいているかと思いますが、それは家族会が考えたもので、家族の皆さんから見て、お父さん、お母さん、家族の誰かが認知症じゃないかというふうな部分を見るようになっているのですが、今、東京のほうとか、主流になりつつあるのは、本人がチェックできるものというふうになっておりまして、新しい認知症観もやはり本人視点というところが大事ですので、本人がチェックできるというふうな形で、そういうふうなもののチェックリストもぜひ町として検討していっていただきたいと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

議員さんが言われたように、チェックリストのほうは掲載のほう、させていただいておりますが、確かに本人というよりは家族の方、また確認をするというふうな形になっておりますので、今回は本人の意見などを踏まえた認知症対策ということが国のほうでも言われておりますので、そういった視点を入れながら、チェックリストについても、先進自治体などの状況など確認をして盛り込めるように検討のほうはしていきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） この新しい認知症観って、新しく基本法もできたわけなのですが、

その基本法の中には国の推進基本計画をつくるということも書いてありまして、最近、考えがまとまったということで、これからは県、それから地方自治体、市町村のほうにもこの計画策定のほうが下りてくるかと思うのですけれども、これは基本法の中には努力義務というふうにはなっておりますが、やはりしっかりと策定して利府町として進めていっていただきたいというふうに思いますけれども、今時点での町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

計画策定につきましては、議員おっしゃるとおり努力義務というふうにはなっておりますが、現行の計画の中で既に認知症対策というふうなことで盛り込んでおりますので、今後、国のほうから様々な通達のほうが来ると思いますので、国・県と整合性を図りつつ、県のほうの策定状況などを捉えながら、こちらのほうでも計画のほうを検討していきたいというふうに考えております。

こちらについては、単独で計画を策定するべきものなのか、または現計画のように複数の計画を一体的に行うのか、そういった視点なども踏まえて策定のほうを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 町の町民の方が認知症になったときに、一番相談しに行ける場所というふうな部分では、地域包括センターか役場というふうになると思うのですけれども、役場の体制のほうなのですが、一応地域福祉課が包括支援センターの担当となっておりますが、保健センターのほうでは長生き係というふうになって保健福祉センターのほうで担当しているのと、どうしても場所として分かれてしまっているんですね。それで、認知症の人が包括支援センターではなく役場に相談しに来たときに、どこに窓口はあるというふうに考えているのか確認したいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

主担当につきましては、地域福祉課のほうで担っているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 主担当だと、地域福祉課ということで役場庁舎というふうになりますよ

ね。そうすると、長生き支援係は健康保健センターというふうになっておりまして、やはりこれはあっち、これはこっちというふうな今、状態になっているので、これは考え方として、課をまたいでおりますので、今後検討していただけないかなというふうに思うのですけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

業務分担に関しましては、しっかりと確認をした上で周知のほうを徹底することで、町民の方が間違わないように、広報紙など、そういったところに担当課としてしっかりと明記のほうさせていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 町民の方が困らないような体制の整備を検討していただきたいと思います。

それでは、（2）のユマニチュードのほうに行きたいと思います。厚生労働省研究助成を受けまして、福岡市で自宅で介護を行っている家族向けの講習会を開催しまして、福岡市では2017年度、長寿社会モデルづくりプロジェクトとして、中心事業としてユマニチュードが採択されました。それで、福岡市ではこのユマニチュードの技法で行っておりまして、大分効果が上がっているというふうに聞いております。各事業所の皆さんも介護がしやすくなったという声があるということも伺っております。

認知症の方に話しかけるときに、脇からとんとんと話しかけるのが正しいことだと私も思っていたのですが、話を聞くと、目の前でしっかり目を見て話をすることが大事という、そういう4つの考え方があるのですけれども、特にそこが大分考え方が変わるなというふうに思ったところではありますが、このような形での介護の方法が大事というふうな部分では、まず各事業所の皆さんにこのような技法があるということだけでも周知できないものなのか、情報として提供できないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

新たな取組ということで進んでいるものですので、町としても参考とさせていただきたいというふうに考えておりますので、こういった情報に関しましては、広く担当事業者などについてもお知らせをしていきながら、参考としていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） ぜひ担当の皆さんも、福岡まで行くのは大変かもしれませんが、本当にすばらしい技法ですので、勉強していただきたいなというふうに思います。

次に、（3）のバリアフリー化の推進に行きたいと思います。認知症基本法の第15条であります、国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ安心してほかの人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備、その他の必要な施策を講じるものとするというふうになっております。安心・安全な地域づくりで出かけられるための施策を町として進めていっていただきたいというふうに、それがバリアフリー化というふうな部分になってくるかと思いますが、先ほども認知症の古い考え方をお話ししましたが、外出したら行方不明になるから、大変だから家の中にいてもらいたい、外出はさせないとかではなく、安心して外出できる地域を、また本人と共につくっていくという考え方、これがバリアフリー化の推進になっておりまして、その考えをぜひ浸透させていっていただきたいと思っております。

それで、地域の見守り体制の整備が今後、本当に重要になってくるとは思いますけれども、認知症サポーターの養成講座も活発になさっていて、守っていききたいという個人個人はいらっしゃると思うのですが、このような見守りの体制の整備が本当に重要になってくると思っております。

それから、SOSネットワークで企業にも、いなくなってしまったときに手伝っていただくというSOSネットワークはつくっておりますけれども、そのような企業とかにも、この新しい認知症観で、このバリアフリー化の推進にしっかり携わっていただくような体制の整備をしていただけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

こちらに関しては、企業への町からのアプローチということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。そうですね、確かに認知症に関しましては、若年性の認知症など、またさらにはそういった方たちに対しての介護などによる離職、そういったものも考えられます。こういったことで職員を確保できなかったりとかする場合というふうなものも想定されますし、実際に認知症の方たちに対する製品やサービスのほうの提供というふうなことが今後、企業価値を

上げていくというふうな視点もございますので、やはり地域貢献、企業の企業価値、ブランディング、そういったところにアプローチをかけていくような形で認証制度などもございますので、そういった周知などを図りながら、企業のほうの努力と協力といったものをお願いするように今後努めていければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） このバリアフリー化の推進は本当に奥が深くて、今課長が、答弁いただいたように、企業の努力の部分とかもあるのですけれども、あまりにも多いので、時間もないので、ここはこれですみません、終わらせていただきたいと思うのですけれども、1点だけ、公共施設の整備、先ほど町長が、御答弁いただいたのですけれども、公共施設の整備のところトイレの部分とかをお話いただきましたが、福岡市では認知症の人にも優しいデザインの手引というふうな部分をつくりまして、このような設備をすると、認知症の人にとって住みやすい、動きやすい、使いやすい施設、整備ができますよというふうな手引を出しております。今後の公共施設の長寿命化整備であつたりだとか、新規の整備の場合、この手引もぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

こちらのほうの情報につきましては、確認を私自身もさせていただきました。基本的にはユニバーサルデザインをベースとした形で実施をしているというふうなことというふうに捉えておりますので、こういった考え方、例えば保健福祉部であれば、ぺあくるのほうを今回、開館のほう、しておりますが、こういったところではインクルーシブといったところなども踏まえて整備のほうを行ってきているところでございます。

また、以前、議員のほうから御提案をいただいていた授乳室のほうに、調乳用のお湯ですかね、を提供できるような形にしたりということで、各施設の利用対象者に合わせた形で、そういった表示だったりとか、様々な工夫を加えながら対応のほうをしているところでございますので、まず新しい施設、または長寿命化などの計画に基づく、今後、改修などを行っていくときにユニバーサルデザイン、またはこういった認知症に関するバリアフリーの考え方を参考とさせていただけるように、各課のほうに情報の提供なども行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） お願いします。

（４）の認知症初期集中支援チームに行きたいと思います。課題が、認知度が低いということとございまして、高齢者福祉計画のアンケートの結果でも、認知症に関する情報、効果などの認知度も知らないということが45.1%で、認知症のそういうふうな情報を知らないという方が多いなというふうに印象を受けております。このチームは早期対応、早期診断につなげることができる、とても大事な体制であります。そのような体制が町にあるということを本当に多くの方に知っていただきたいと思います。課題のほうにも、大分ひどくなってからつながったという方がいるということでしたので、本当に周知がどれほど大事なかなというふうに思っております。町の様々な講演会などでもチラシの配布を行ったりだとか、イベントでの周知なども考えていただけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

イベント等での配布というふうなことでございますので、そういったことを検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、（５）番のチームオレンジの立ち上げとキャラバンメイトのほうでございすけれども、この第3期地域福祉計画のほうなのですけれども、計画策定のために行ったアンケートによりますと、地域での福祉活動にできれば参加したいという方が42.3%もいらっしゃるんですね。ぜひ参加したいは2.4%でちょっと低いのですけれども、できれば参加したいが42.3%もいらっしゃるということで、こちら側からの声がけ次第というふうに思っております。

チームオレンジを立ち上げるためには、さらに多くの人に認知症サポーターになっていただく必要があると考えております。そして、そのフォローアップ講座を充実していただいて、さらにその場で集まった皆さんでワークショップをして、皆さんの目線で地域で何ができるかを話し合ってもらいたいなというふうに思います。そのような取組が必要と考えますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、認知症サポーターにつきましては、養成講座のほうを各地区で行っていたりというふうなこともございますので、今後、出前講座などを町内会等のほうにも周知をした上で活用していただければと思っております。そういった中で、これまで包括支援センターなどが対応してきた相談、または対応内容など、実例を踏まえた形で情報を提供し、周知を図る、そういったことを行っていきたいなというふうに思います。ワーキンググループ等に関しましては、今後の参考とさせていただき、検討のほうはさせていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） このチームオレンジの皆さん、町として立ち上げを進めているということでもありますけれども、その活躍の場の考え方はどのように考えているのか。私は地域で活躍してもらうことが大事だなというふうに考えているのですけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、国のほうでも令和7年度までに立ち上げようというふうなことでお話のほうをいただいておりますので、それに合わせた形で立ち上げができるように、地域包括支援センターなどと現在、協議のほうを行っている状況でございます。

活躍の場ということになりますますが、国の指針であつたりとか、こういったことを実施しているところのマニュアルなどを見ていくと、やはりサポーターなどが徒歩で行けるような場所というふうな言い方にはなっておりますが、なかなかそこは始まりの段階で準備をするのは難しいというふうに思っておりますので、まずは包括支援センターなどが管理・運営をしている区域に1つぐらいずつ実施をした上で、状況などを把握しながら、都度、回数だつたりとか場所、そういったものを検討をしてブラッシュアップしていければなというふうに思います。

また、こちらのチームオレンジのほうの活動としては、認知症カフェなどの開催に当たってのボランティア活動だつたりとか、一緒に行く、そういったような活動なども含まれておりますので、そういった有効活用ができるように、今後、調整のほうさせていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） ぜひ、当事者の皆さんの声も大事だと思いますので、どういう手伝いを

してもらいたいのかというふうな部分を、認知症カフェの中でチームオレンジというものを立ち上げたい、その人たちにどんなことをしてもらいたいのかというふうなことを聞いていただきたい、そのようにしていただきたいと思うのですけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

そうですね、関わる方たちの意見、そして家族、そして本人といったところの意見というのは今回大切にしていきたいというふうな国の方針などもありますので、そういった視点を大切にしながら準備を進めさせていただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） キャラバンメイトのほうなのですけれども、このキャラバンメイトは地域包括支援センターの職員の皆さんが担っているということでございまして、今後も養成を続けるということでございます。これは町民の皆様に向かって養成していくというふうな考えなのか、確認したいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、キャラバンメイト、こちらに関しましては、現在、体制的には間に合っているというふうな理解をしておりますので、現在、地域包括支援センターの職員のほうに、こちらのほうの研修を受けていただいて、実際に認知症サポーター養成講座のほうの企画・運営のほうをしていただいている状況でございます。町からの業務委託の中に含まれているものでございますので、やはりこのまままず現状では行っていきたいというふうに考えております。

その理由といたしまして、やはり先ほどお話をしましたが、相談だったりとか、対応したというふうな事例などを踏まえて研修のほうを行っておりますので、そういったところを実際の地域の状況として発信していくこと、そういったこともとても大切だというふうに考えているというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 業務の内容が大変なので、地域包括支援センターの職員で今後もやっていきたいというふうなことだったのかなと思うのですけれども、国のほうの考えというか、の中では、このキャラバンメイトは無償で増やしていき、無償の仕事ではありますけれども増やしていこうという考えで、やはりこれは認知症が増えていくからというふうな部分で、キャラバンメイトになりますと、やはり認知症サポーターよりも情報が、いっぱい持っている方にな

りますので、強い支援者になっていくと思います。やはりそのような形で、そういうふうな方を利府町の中に増やしていただきたい。包括支援センターはこれからますますもっと仕事量が増えて大変になっていきますので、ぜひ町民の方でキャラバンメイトを養成していくというふうな体制に考え方をシフトしていただきたいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、まず現段階では先ほどお答えしたとおりというふうなことになります。今後については、チームオレンジのほうが立ち上がることによりまして地域での体験などを、経験を積んでいただけるというふうに考えております。そういった経験を踏まえて、実例等を研修のほうに生かしていただければ、研修の質というものを担保できるのかなというふうに思っておりますので、選択肢の1つとしておきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、次の（6）の新たな認知症施策の検討というところに行きたいと思います。今までの事業の充実を図りながら先進自治体の取組を参考にすることということでありましたけれども、ぜひ通告のほうで申し上げました内容に関しましては必要な内容というふうに思いますので、この部分に関しましては研究を進めていただきたいなと思います。

認知症のVR体験というものは、私もさせていただきました。認知症が大変だということはよくよく理解はしていたつもりだったのですが、実際体験してみると、本当にこんなに大変なのかということが分かりましたので、ぜひこのVR体験というふうなもの、大分充実してきているところでありますので、取り入れていただきたいと思います。

認知機能検査であったりだとか、認知症個人賠償責任保険、これもそれぞれ当事者の人たちが望むのであれば、ぜひ取り入れていただきたいと思うのですが、この基本法も当事者の声が大事というところが根本になっておりますので、認知症カフェなどで当事者の皆様のニーズを確認していただけたらなというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、今回の基本計画の中で本人の視点を含めていくというふうなお話もございますので、そういった面では今後、どのような形で意見のほうを取り入れていくか、そういったところも国の指針など通達が今後出てくると思いますので、そちらのほうを見させていただきな

がら対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、大きい2点目の成年後見制度の利用促進と今後の取組について行きたいと思います。

（1）の利用促進への取組と援助の部分であります。相談件数、61件とかつていったかな、だと思えるのですけれども、66件と、高齢者の人口が同じぐらいの竹田市というところをこの間視察してきたのですけれども、そこは、成年後見センター、成年後見支援センターというふうなものがあるからだとは思いますが、延べの相談件数で700件近くあるんですね。ですので、同じぐらい、9,500人、利府町は9,200人ですけれども、65歳以上の高齢者がいる中で、相談件数は、これは少ないのではないかというふうに思っておりまして、やはり相談の体制の整備が必要なのではないかと思っておりますし、第3期地域福祉計画の中でも、成年後見制度の認知状況は、名前を聞いたことがあるが内容は知らないという方が52.9%もいらっしやいまして、半数以上知らないというふうな感じになっております。そういう部分では、説明会や相談会の開催の充実が必要と思いますが、現状と今後の考え方についてお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

こちらのまず相談につきましてですが、包括支援センターのほうが主に相談窓口となって対応のほうをしていただいております。そういった中で、また役場のほうでも対応のほうはしておりますが、相談いただければパンフレット等を基に説明などをさせていただいているというのが現状でございます。

今後、少子高齢化が進むに当たりまして、そういった相談件数など、また成年後見制度を利用する件数などが増えてくるということも想定されますので、現状に合わせた形で今後、対応のほうをさせていただけるようにしていきたいというふうに考えております。まず、広報紙など情報媒体のほうを活用しながら周知のほうをさせていただいて、状況を見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、すみません、（2）は飛ばして（3）に行きたいと思います。地域連携ネットワークについてでございますが、整備には至っていないというふうな答弁でございました。国は第2期の成年後見制度利用促進基本計画の中で、令和8年までに地域連携ネ

ットワークを全市町村で早期に整備というふうにしているところであります。また、町の第3期福祉計画では、権利擁護の推進の取組の方向性として地域連携ネットワークの構築を図っているとおりでありまして、この計画は令和7年度まで、来年度中というふうになっていくのかなと思います。

この地域連携ネットワークを整備するための大事な機関としまして中核機関があります。この中核機関はどこにしていけばいいというふうな考えで、今のところ町のほうではどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、中核機関に関しましては県または自治体というふうな言い方はされているところではございますので、まず本町で実施をするというふうなのが選択肢の1つとしては考えられます。また、広域的なことも検討のうちには入るのかなというふうには思っておりますので、十分な検討のほうを今後進めていければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） この中核機関というのは、市町村が社会福祉協議会か地域包括支援センターで、県ではないですね、市町村か社協か包括という、あとNPOとかも想定されるのですが、町なのか、それともほかのところに委託しようと思っているのか、その辺の考えを確認させてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

そうですね、すみません、答弁のほうが間違えていたということで大変失礼いたしました。町が実施主体というふうなことでお話をいただいております。地域福祉計画の中で計画策定を私たちのほうでしておりますが、実施計画については社会福祉協議会が策定をして、地域福祉の中心的存在として活動していくというふうなお話でも計画の中にはございます。今後、町が実施主体として行っていくのか、また社協さんだったりとか、そういう団体のほうに外部委託するか、そういったところは検討のほうを引き続きさせていただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 先ほどの福祉計画のアンケートの中で、相談する先が裁判所28.5%より役場が一番多かったという部分で、役場にしていきたいなというふうに思うのですが、中核機関が担う役割、それからその期待される効果をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

3つ、主に役割として挙げられております。司令塔的機能、事務局的功能、進行管理機能の3つというふうなことでございます。期待されるものといったしましては、地域における連携、対応強化の推進役としての期待がされるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、6番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

なお、明日も定刻より会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時46分 散 会

上記会議の経過は、事務局長川口 優が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和6年12月3日

議 長

署名議員

署名議員